

第六十五回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第十四号

昭和四十六年三月十二日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長代理理事 砂田 重民君

理事 小澤 太郎君 理事 大西 正男君

理事 塩川正十郎君 理事 古屋 亨君

理事 山口 鶴男君 理事 小濱 新次君

理事 吉田 之久君

龜山 孝一君 國場 幸昌君

高島 修君 中村 弘海君

永山 忠則君 安田 貴六君

豊 永光君 綿貫 民輔君

安井 吉典君 山本 幸一君

山本弥之助君 桑名 義治君

和田 一郎君 門司 亮君

林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 秋田 大助君

出席政府委員

自治政務次官 大石 八治君

自治大臣官房参事官 佐々木實久治君

自治省財政局長 長野 士郎君

自治省税務局長 鎌田 要人君

委員外の出席者

議員 門司 亮君

大蔵省主計局主計官 後藤 正君

文部省管理局教育施設部助成課長 松浦泰次郎君

厚生省環境衛生局水道課長 国川 建二君

厚生省児童家庭局母子福祉課長 岩佐キクイ君

運輸大臣官房参事官 高橋 寿夫君

運輸省鉄道監督局民営鉄道部長 須賀貞之助君

建設省住宅局住宅建設課長 滝沢 慧君

自治省財政局財政課長 森岡 敏君

自治省財政局交付税課長 横手 正君

地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

委員の異動

三月十二日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

安井 吉典君

同日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

安井 吉典君

同日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

安井 吉典君

同日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

安井 吉典君

同日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

安井 吉典君

同日

補欠選任

山本 幸一君

同日

委員の異動

三月十二日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

安井 吉典君

同日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

安井 吉典君

同日

補欠選任

山本 幸一君

同日

補欠選任

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第七一七号)

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出、衆法第七七号)

砂田委員長代理

これより会議を開きます。

委員長所用のため出席されませんので、委員長

の指名により、理事の私が委員長の職務を行ない

ます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題と

し、質疑を行ないます。質疑の申し出があります

ので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 地方交付税法の改正も、ことしまで

の段階では、純粋の四十六都道府県と三千の市町

村の問題だけで、それへの関連だけでよかったわ

けであります。特にことは過密、過疎対策等、

いろいろな考慮も払われているようでありま

す。これで十分だというわけではありませんが、

○大石政府委員

具体的には沖繩・北方対策庁で

すか、そのほうで仕事のほうは実務的にやって

いると思うのですけれども、御説のとおり、沖繩

の場合には非常に特殊なことがありますが、た

だ一般的なり方をやるのか、特別の財政対策を

やるのかということにも実は関連が出てくると思

うわけでありまして。交付税の制度も当然これは行

なわれると思いますけれども、いろいろの事業、

仕事について特別の財政措置を行なうかどうかと

いうことにも関連が実はあると思うわけです。

ただ、そういうことを除外して考えてみます

と、沖繩並みの——本土のほうの県並みで言

いますと、交付税総額では二百億から三百億程度

のところの県と大体一緒になるのではないのだら

うかというふうには考えていますけれども、なお、

この問題は、そういう財政制度その他と関連して

沖繩の問題は検討いたさなければならぬ、こうい

うふうに思っております。

○安井委員

いまの御答弁でございしますが、私

は、人口百万ぐらいのあるいはまた地積において

も似たような県と同じぐらいなレベルで考えてい

けばいいというのでは、どうも間違っていると思

うのです。やはり二十五年度の投資不足といいま

すか、それをカバーするという意味合いが必要だ

し、現実にレベルがものすごく低いんですね。そ

ういう考え方がまず必要だし、それからそういう特

別な配慮をするということになりましたら、現在

の四十六都道府県の分の額を削って回すというこ

とも問題があると思うのです。だから、そういう

ような意味合いでも、交付税特別会計への繰り入

れの額そのものを、率の引き上げやら、その他い

ろいろな措置によってふやしていくとか、そうい

うような配慮も必要じゃないでしょうか。

○大石政府委員

お話すけれども、沖繩に對し

て、いままで特別の事情にあったという問題を解

消するために、交付税の中で特別措置をするかど

うかというふうな問題より、重点的には、ほかの

財政制度で暫定的にやらなければならぬじゃない

か。それとまた振興対策というものでひとつやっ

ていかなければならぬじゃないか。そういうこ

との関連の中で交付税の問題を考えるとどうい

うか。二十五年度間のおくれている部分を交付税の

特別措置をするということと解消するという問題

よりは、もっと具体的な必要の問題があると私は

思います。そういう意味で、いわゆる暫定的な特

別措置なりあるいは振興対策なりというふうな問

題をまず考えなければならぬのではないかと。そ

ういう関連において交付税制度というものを考え

るといふふうにしていいのじゃないかと思

います。

○安井委員

その御趣旨も当然だと思

います。それは交付税だけですべての問題を解決せよとい

のは無理な話で、私はそういう意味合いだけで申し上げているわけではありませんが、たとえば地補正の問題とか、そういうような関係その他での配慮というものは交付税の中では私は当然必要ではないか、こういう意味で言っているわけだ。

それからもう一つの私の提案のしかたは、いろいろな対策が講ぜられると思いますよ。しかし、それはみんなひもつきでいくんですよ。ひもつきで、この仕事をやればこれだけ金を出してやるという形になって、それが何か復帰によって本国の直轄州みたいなそういう印象を与えるおそれもあるわけだ。何もかも新しくできた県とは無関係に、どんな仕事が進められていく、ただ、一部負担だけが残っていくことでは困るわけだ。おそろく全額国庫で支弁するというような形での対策だろうと思えますけれども、何もかもひもつきでなしに、地方交付税のように、新しくできた県なり市町村なりがみずからの責任と創意において運用ができる、そういう財源も相当豊富にあてていくということも同時に必要ではないか、そういう側面から強調をした、こういうわけでありまして、これはなお少し先の問題ですから、今後の段階で、いま申し上げましたような趣旨を含めて御検討をいただいております。

それから沖繩とちよつと似たような、沖繩の將來の姿のような感じがある問題であります、北海道が、これまで北海道開発法によって、十割補助方式が相当たくさんあったわけだ。それが四十六年度からくずされて、相当地元負担がふえてくる形になるわけでありまして、そのことが北海道における自治体の財政に相当影響を与えているわけでありまして、これへの措置というのは、今回の地方交付税においてどういうふうな果たされたか、そのこともちよつと伺います。

○長野政府委員 お話のように、北海道につきましては、四十六年度の予算編成の際に、だいたいまままでの公共事業関係の国庫負担率についての改

定が行なわれております。その中では、従来主として十分の十負担をしておりましたものが、事業によって違うようでありまして、十分の九・五あるいは十分の八というふうなことで、負担率を下げられておるわけでありまして、そこで、その関係によりまして、北海道自身の負担がしたがってふえるわけでございます。

北海道自身の負担がふえますものが、四十六年度ベースにおきまして約五十七億程度の地方負担がふえるというふうな承知しておりますが、これにつきましまして、現在なお検討をいたしておりますけれども、北海道の従来のあり方というもののに、これから相当の変化を来す問題でございますので、これは私どももいたしまして、適切な財源措置を加えていくという必要がある、こう考えております。

○安井委員 その財源措置といつても、一般的に財政需要額をふくらませるという形で処理するより具体的な措置も講ぜられて、負担増の部分は一〇〇%交付税の増で埋まる、こういうふうな理解してよろしいんでしょうか。

○長野政府委員 いま北海道について従来十分の十ということで国が対象事業にしておりますものにつきましましては、交付税の算入をその限りにおきましてはいたしておりません。したがって、北海道についての基礎的なこれらの関係事業についての措置のしかたというものをもう一べん検討し直す必要がありまして、現在検討中でございますけれども、それにつきましては、いま申し上げますように、いろいろな事業についての補助負担率が非常にこまかく操作がされておる。どういう配慮によるかというところは一応別でございますが、交付税算入のときにこれがたつといくという形がございまして、交付税は交付税のやり方自身の問題がございまして、そういう関係で交付税の方式に乗せながらこれらの財源措置を考えていきたい、こういうふうな思っております。

○安井委員 いままでは、十割補助の分は地元負担というものはゼロですから、交付税措置はゼロだった。ところが、いまのお話で五十七億円ふえるわけだ。五十七億円だけは、これは道財政だけの額だろうと思ふのです。市町村の分はそれほどなかったかと思ふのですが、しかし、五十七億円というところの相当の額なんです。それだけの問題になる項目の単位費用を引き上げていくとか、そういうような具体的な措置が当然必要だと思ひます。いまの御答弁で大体方向だけはわかりましたが、ひとつ具体的な措置を講じていただきたいと思ひます。

次に、きょうは地方公営企業の問題が比較的にグレートされるおそれがあるものですから、今度の交付税においても、一般会計からの繰り入れ等についての配慮も行なわれているということでございますので、その問題をひとつ取り上げてまいりたいと思ひます。特に地方公営企業の中でも、きょうは住民の生活に密接な関係を持つ水道と交通を中心としたお尋ねをしてまいりたいと思ひます。

これらの上水道とか交通のようなものは、公営企業というよりもむしろ公営事業というべき性格を持っているのではないかと思います。今日の段階になってきまして、下水道が準公営企業で水道が公営企業、あるいはまた病院が準公営企業で市民の足を守る交通がシビアに地方公営企業法を適用される企業、こういうふうな区分がどうもわからなくなってきたのではないかと、こういうような気がするわけでありまして、その点、現状をどう見ておられますか。

○長野政府委員 公営企業について、それらの中にもいろいろ性格があり方というものの差があるという点を考えあわせまして、一応取り扱いとして、いまお話しのようなことが出ておるわけでございますが、御案内のように、たとえば下水道事業になりますと、下水道の働きは、家庭の排水を受け持つだけではございまして、むしろ割合からいいますと、たしか七〇%以上でございます。

か、いわゆる雨水を受けとめてそれを処理するというような部分が非常に多いわけでございます。そういう意味で、本来この雨水の排水ということになりますと、公共事業的な要素、都市の基本的な施設の一つとしての要素が非常に強いということがあるわけでございますから、そこで、その部分というものは公営企業として考えるということでは適切でないというところが出てくるわけでございます。病院につきましても、いまの公立医療機関の使命の中には、地域診療の確保という点、あるいはまた救急病院でございますと、僻地診療という問題がございまして、また、行政施設というものと相通じた関係における専門的な特殊な医療行為というものを受け持つために負担されております責任というものがあつたわけでありまして、そういうものを考えますと、病院につきましても、やや公営企業という中でも、そういう点の要因が非常に強いということに相なると思ひます。

その点上水道、交通についても同じじゃないかということになりますと、その点はやや相対的な議論にはなりますが、これはやはり少ないのではないかと、一応言える。そういうことから、従来そういう取り扱いの違ひというものが出てきておると私は考えております。

○安井委員 いろいろ準公営企業と公営企業との扱いの違ひのお話がございましたけれども、現実にはもうその区別が非常にわからなくなつてきたのです。下水道はなるほど公共的な要素が多いこともわかりましても、今日、都市において水道がなかったら、生活がストップなんです。それからたとえば火災の問題を考えても、うだし、それからもう生活そのものが水なしにやっていると、ですから、そういうふうな側面からいって、もう、どうもあまり区別がなくなつてきたのじゃないか。

それから病院は、なるほど公立病院の基幹的な意味も当然だし、これは、非常に大事な問題とし

てわれわれも受けとめていかなければいかぬと思
いますけれども、地域によっては、公立病院を持
たないで、たとえば農業協同組合系統の厚生病院
というのが基幹病院の役割りをなしているところ
もあるわけですね。あるいは社会福祉的な立場か
らの病院が公立病院にかわった役割りを持つてい
るところもあります。

ですから、一がい、どうもいままでのような
機械的な区分ではだんだんいけなくなってきたの
ではないか、こういうような気がするわけですね。
ただ、その区分は、経営の独立採算制ということ
に結びついていくわけなんです、区別することに
よって、それ以外のメリットというのはあまりな
いのです。だから、自治省がどうしても区別を
しなければいかぬとお考えなら、現実の扱いの上
において、区別がなかったと同じような方向で処
理をなさるとか、そんなような配慮が必要ではな
いかと思います。これはいざいざにしても、料金を
徴収するところにおいて企業的な性格を持
っていることだけは否定しませんが、否定はしま
せんけれども、反面公共性というものが、社会生
活の複雑さの中で一そう高まってきたのではない
かという点だけ私は指摘をし、そういうような方
向で今後の運営をすべきではないか、かように思
うわけでありまして。

地方公営企業だけにしようと思いましたが、実
は税の問題も関連をしておりますので、税務局
長にもおいでを願っておる関係もあって、先にそ
の問題を済ませておきたいと思ひます。

新聞によりますと、参議院本会議で、自治
大臣は——自治大臣といひますか、その中で総理
大臣や大蔵大臣の答弁がちょっと気になるわけ
です。つまり、同じ税対象になる税金は、国税も地
方税もまためっちゃったほうがいいというふうな意
味の答弁をされたというふうな新聞は伝えています。
ただ、新聞によりますと、自治大臣もそれに
同調したような書き方になっていたのでありますが、あ
るいはそれは私の見違ひかもしれません。地方財
政の最も基礎的なものは地方税であります、そ

の地方税を含めて税全体に対して、最近国税サイ
ドからの数々の提案がなされていひます。いまの一
本化というののも一つの提案で、国民の所得を対象
にして、個人あるいは法人の所得を対象にして所
得税、法人税があるし、それから地方税では住民
税がある、あるいは事業税があります。ですから、
それを統一して国税の付加税にしたらどうだ
というふうな構想が従来からありました。あるいは
また、最近になったら付加価値税の問題も出て
きました。その付加価値税も国税サイドからの提
起であるようです。御承知のように、付加価値税と
いうのは地方税法に一度乗ったことがあるわけ
ですね。きのう衆議院を通過したあの地方税法
の中に付加価値税というものは、昭和二十五年でし
たか、二十七年施行で一度乗ったこと、問題が
たくさんあるものですから、一度も施行されない
うちにまた改正で廃止になりました。当時地方税
法の中に乗ったことが、それがいま国税サイドから
問題が出されてきておる。付加価値税は、当時は
シャウプの勧告もあつたわけですが、むしろ事業
税にかわるものとして出されていひたわけですね。
ところが、いまの国税サイドから出されていひる付
加価値税がもしも実現されるというふうになりま
したら、それでは地方税における事業税は一体ど
うなるのか、あるいはまた、ヨーロッパでは、電
気ガス税は付加価値税という形で徴収されてい
る国もあるわけですね。そうなりますと、もし付加
価値税がばつと出たら、電気ガス税は一体どうな
るのかという問題もあつてくるわけですね。だから、地方
税サイドからも影響するところが非常に大きいわ
けです。ところが、私が、私ども寡聞にして、地方税の
側から税制の改革はどうあるべきだ、将来の展望
はどうあるべきだという提案がなされたことをあ
まり聞かないわけですね。かつては、国税と地方税
は税源を半々に分けるべきだという議論を自治省
がお出しになったこともあつた、税源の再配分の
問題を相当積極的にお取り上げになった時代も
あつたように思ひます。ですから、だいいふ世も
変わつて、当時は自治体の財政というふうなもの

は非常に苦しくて、そういう苦しさのあまり税源
の再配分問題も出てきたと思うのです。です
から、最近自治省のほうからあまり言わないのは、地
方財政が楽になった、そういうことが腹の中にあ
るから言わないのじゃないか、そういうふうな憶
測さえ飛んでいるわけですね。ですから、私はき
ょうは、大事な問題ですから、ほんとうは大臣に御
答弁を願ひたかつたわけですね。

【砂田委員長代理退席 古屋委員長代理着席】
こういう重要な段階における自治省としての取
り組み、将来の展望はどうなのか、そういうよう
な点をまず税務局長から、それからあとで政務次
官からそれぞれ御答弁いただければと思ひます。
○鎌田政府委員 まず一昨日の参議院本会議での
状況でございますけれども、これは自治大臣が所
得税、所得制の一本化に同趣旨の答弁をしたとい
うのは事実としております。大臣は、あくまで
も両税はそれぞれの性格にかんがみて一本化すべ
きではない、住民税は住民税としての特殊な性格
といひます。住民税は住民税にかんがみて国税
と一本化するべきでないという基本的な方針は明ら
かにしておられるようでございます。ただ、政府全
体の意見、意思というものが統一されたならば、
それに従つて、こういう趣旨のことをおっしゃつた
のが、あつたという新聞の記事となつて出ておるの
ではないかというふうな存じます。

私どもの基本的な考え方としては、住
民税所得制と所得税、これを一本化する、あるい
は付加税化する、こういうことにつきましても断
じて承服できない、そういうことで、従来もこの
委員会その他におきまして、大臣以下御答弁を申
し上げていひるわけでございますし、その基本的な
考え方というものは小ゆるぎもしいないということ
を申し上げていひるかと存じます。

なお、大きな地方税の将来の姿についての展望
と申しますか、ビジョンというものがいいではない
かという点につきましては、まことに申しわけ
ない次第でございますが、私どもなりに一応の構
想というものは持つておるわけでございます。そ

れは、私、随時申し上げておるわけでございます
が、基本的には地方団体、特に市町村に対する法
人課税というもののウェイトを高めていひる、そ
れから地方道路財源、特に市町村の道路財源とい
うものを充実していひる、こういうこと。それか
らただいま付加価値税についても御指摘ござい
ましたが、付加価値税につきましても、昭和四十
三年の政府の税制調査会の答申におきましても、
事業税の課税標準に付加価値要素を導入すべきだ
ということについての御提案もあり、あるいはま
た試案というものを設定いたしまして、それに
ついての検討も行なわれておるわけでございます。
ただいま先生御指摘になりましたように、その付
加価値税というもののつきましましては、われわれ地
方税が元祖だという気持ちを持つておるわけでご
ざいます。

ただ、最近、国税におきまして、直間比率の関
係というもののから、いわゆるE・C方式の付加
価値税、これは私どもがかつて地方税法で先生方の
御審議をいただきまして入れました付加価値税と
は、名称は同じでございますけれども、何といひ
ますか、税の性格なりあるいはこまかい点になり
ますと、若干の相違があるというふうな考へてお
ります。ただ、E・C方式の付加価値税というも
のが導入されるということになりますと、地方税
の中でも、ただいま御指摘になりました電気ガス
税でございますとかあるいは料飲税でございます
とかあるいは事業税でございますとか、非常にデ
リケートな影響を持つていひるわけでございます
ので、私どもといたしましては、やはり事業税に
おける付加価値要素の導入という線、これはやは
り税調の審議、答申等もいただきながら前向き
の方向で取り組んでいひたいというふうな考へて
おる次第でございます。

○大石政府委員 御指摘の点は、たいへん大きな
問題だと思つていひるわけですね。ただ、政界の話を申
し上げるといひないかもしませんが、自民党自
体も、御承知のとおり、いまの直接税重点主義か
らいひゆる間接税主義に移行していくという考へ

○安井委員　いまの直接税から間接税への移行というあり方については、私はこれは相当疑問があると思うのですよ。やはり負担力に応じての税負担というのが原則にならなければいけない。したがって、私は付加価値税を認めて、それを国税よりも地方税にとれというふうな意味で申し上げて

それからもう一つだけ税金の話なんですが、この間国会でお米の生産制限に関する奨励金これに対する税の軽減措置が行なわれて、農村自治体におけることしの所得税は相当減つてきているのではないかと思ひます。それが市町村民税にも相当程度のはね返りを見せてきているのではないか。だから、そういうことからすれば、今度の交付税措置もそれを埋める配慮といひますか、そういうようなものが当然あつていいと思うのです。が、そういう点はどうでしたか。

○安井委員　また地方公営企業の問題に戻りますが、現在でもなお赤字が増大をしている水道やあるいは交通、特に交通の赤字の増大は目に余るものがあるわけですが、新年度において政府

○長野政府委員 四十六年度の交通事業に對しましては、一つは建設部面と、それから経営健全化の面と、兩方の面があるわけでございますが、建設関係につきましては、地下鉄の建設につきましては、これは建設費の半額を国も助成する、地方も、それに見合つて助成をするという、いわゆる地下鉄建設費の負担の問題が一つございます。

それから地下鉄についてさらにもう一つは、四
十三年度以前に発行しました地下鉄債のうちで、
いわゆる政府債以外のもの、いわゆる縁故債等
にかかりますものにつきましたは、孫利子補給とい
うものは国のほうでやってもらうというかつこう
になりませんから、これについての借りかえのた
めに新たに企業債を起こした場合に、利子に
ついての補給、利子相当額を措置していくという
利子負担の問題がございます。

いくというような関係の仕事がございます。が、こういうものは、地下鉄時代になって、路面交通の混雑の緩和と相まって、路面電車を整理するというところでやっていくことになりますし、それ以外のところについてはバスに切りかえるとか、いろいろな考え方が出てくるわけでございます。そういう路面復旧等に要する経費というものも考えていく。

なお、そのほかに財政再建企業への繰り出しと

○安井委員 いまの御答弁でけっこうなんです
が、そのほか運輸省やあるいは厚生省等の措置も
あると思うのです。いまそれを伺っている時間
がなくなるし、やはり資料にしてお出しをいた
だいたほうがいいと思いますので、御答弁とい
うかどうかでなくて、前にそういうふうにして
いただいておりますので、四十六年度の地方公営
企業についての財政対策的な問題をあとでプリ
ントしてお配りいただければ、みんなで一般的
勉強ができると思いますので、それをひとつお願
いしておきたいと思います。

○長野政府委員　いま手元に交付税上の措置についての資料がございませんので、それはあとで提出させていただきますが、大体財政計画に見合っ
て交付税上の措置をいたすわけでございますが、それについていわゆる一般会計において当然負担してもいい交通、水道、ガス、いろいろ入っておるわけでございますけれども、そういうことで一応計画上算入をしております額は、収益勘定におきまして六百七十九億、資本勘定におきまして九

百二十三億、全体で千六百二億ということになっております。その関係の個々の措置につきまして、あとで資料でまとめてお目にかけたいと思っております。

○安井委員 これはあとでけっこうです。それからまた、特別交付税措置の部分もありますから、これはいま資料で出せといつても無理な面もあると思ひます。それからまた、不交付団体の分もありましますから、そういう面もあるうと思ひますが、ひとつ何かわかるものを出していただきたいわけでありまします。四十五年度において特別交付税措置はどういうふうになすったか。たとえば路面電車撤去費用とか何とかあるはずですが、それはきょうお持ちでありますか。四十五年度における地方公営企業に対する特交措置。

○長野政府委員 四十五年度の特別交付税におきまして、いま申し上げましたような、これは財政再建企業もそうでないものもみな入っておりますが、全体といたしましては、大体百五十五億措置をいたしております。県四十五億、市町村百十億ということに相なっております。

○安井委員 それももう少し、たとえば路面電車の撤去にどれくらいかかるのか、そういうような点もわかりたいので、あとでけっこうですから、その資料の中に加えておいていただければありがたいと思ひます。それが明確にならないと、次の質問がなかなか進まないわけでありまします。私は路面電車の撤去費だとか撤去過程における赤字というふうなものは金額、この第十七条の二の第一項第二号の規定、つまり、「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」これに当たるのではないかと思ひます。つまり、路面電車を撤去して、今度はそこにバスを走らせる。そのバス事業で電車撤去の費用をまかなえといわれても、バス事業をそれこそいかに能率的な経営でやるにしても、ほとんど不可能に近い問題だと思ひます。ですから、当然この経費負担の原則に該当するので

はないかと思ひます。現在の段階でも、さっきも御答弁ございましたけれども、相当程度特別交付税措置をなすつておられるようですね。しかし、私はこれはもう一〇〇％負担というふうなたてまえでいくべきではないか、こう思ふわけでありまします、どうでしょう。

○長野政府委員 路面復旧、軌道撤去の関係は、ほとんどそのために要します経費については算入をするという考え方で整理をして計上しております。

ただ、全般といたしまして、公営企業について全体の合理化というものを考えます場合に、いろいろな要素があるわけですから、そういう面でも、公営企業全体としてまず受け持つていくという努力が必要であります。そのことを行なつた上での問題というふうな、二段あるのは三段に考え方を整理しながら立て直しをはかり、また企業の合理化も進めていくというところは考えていかざるを得ないと思ひますが、路面復旧関係につきましても、ほとんど全額をそういう措置をする対象としてやつております。

○安井委員 あまり自治体側の要求を値切らないで、とにかく全額見ることができるような御措置をひとつ進めていただきたいわけですね。私は、今日の都市交通は、バスにしても路面電車にしても、さき申し上げたような公共性が非常に強いものになつてきているというふうな感じがします。特に行政上の必要からやむを得ず運行をやつていてというふうなものもさういふふうな感じがするわけですね。これは行政上の必要からやむを得ない都市交通機関だといふふうな経営部分については、一般会計あるいは国庫からも援助措置が必要ではないか、こう思ふのですが、これは運輸省それから自治省両方からひとつ伺いたいわけですね。

もうちょっとつけ加えます。その意味は、過疎交通の問題でもあるわけですね。過疎の交通に對しましては、その撤去が住民の足を奪うということになるものから、それに対して国は補助を与えてゐる。それからまた自治省のほうも財政的

な援助をいろいろな角度から与えているはずであります。その行政的な必要性からということになると、過疎も過密も極端は一致するわけでありましますけれども、どうもそういう面があるのじゃないか。それは完全一致とは言いませんけれども、どうも似たような性格があると思ふんですね。それについてどうお考えでしょう。

○長野政府委員 行政施策として、どうしても市民の足を確保するという見地から、予算を度外視するといひますか、そういうことを見る必要といひ、高度な行政的なあるいは政治的な理由から維持するといふ面も確かにあると思ひますが、そういうような場合に——私どもは交通の場合でいへば、それを行政路線といふような言い方をいたしてゐるわけですが、行政路線についてどう考えるかというの、いまのお話でございまして、大都市全部がそういう考え方になり、過疎地帯になれば全部そういう考え方になりはしないかという意味を含めてのお話だと思ひますけれども、行政路線について、一般財源をもつて当然負担すべきだといふ考え方は前から実はあるわけがございまして、それについてもいろいろ研究が各方面で行なわれておるわけがございまして、結局さういふものを客観的にどういふふうに判定していくかという問題も含めまして、なお私は出しかねておるといふ状況でございまして。

しかし、最近の状況によりまして、地下鉄その他についてはすべてそういう考え方をとるべきだといふ意見が、わが国のみならず、外国でもかなりあるようございまして、これは今後の都市などを中心いたしました経営全体の考え方とも関連をしていく問題ではなからうかと思ふわけでありまします。まだそこまで踏み切るような結論を持つておるわけじゃございません。そういう意味で、行政路線の中でもいろいろ種類もありますし、これをこれからもっと根本的に検討して、その維持運営をどういふふうに考えていくかということはやつていかなければならないと思つており

ます。

過疎交通につきましては、現在過疎交通を維持するためにいふより、むしろ過疎地域におけるいわゆる代替バスと申しますか、過疎バスの経営が非常に困難になつてきて、そしてそのために村なりその他の地域、部落の場合もあると思ひますが、そういうところでバスの運行といふものにかゝるような手段を最小限度にとつていふような必要が出てきている地域があるわけでありまします。こういうところにつきまして、一般的なものといひよりも、全般のそういう必要があるわけがございまして、その点についての特別な財政需要を考慮していくといふようなことはやつておりますが、まだ一般的にそういうものを措置していくといふふうなことは考えておりません。

それから、それについて地方団体の一般会計だけの問題なのか、先ほどの御指摘の中で、国としてもそういう交通の重要性といひますか、そういうものを考える余地があるのではないか。これは私どもも、その点も現在地下鉄についてや一部さういふ考え方が入つてきたという段階でございまして、今後これをさらに検討していかなければならぬ課題だと思つております。

○須賀説明員 お答え申し上げます。過疎の問題につきましては、これは公営のものに現在なつておるませんが、地方鉄道軌道整備法によりまして欠損補助といふもので、どうしても維持しなければならぬ地方交通のために、十分ではございせんが、若干の補助をいたしておるわけがございまして。

それから、先ほど自治省の局長からお話がありましたように、バスについても、過疎バスについての補助といふものをいたしておるわけですね。それから、過密の問題でございまして、都市交通におきましては輸送需要が非常に多い、しかもスムーズな運行が確保されないといふところに非常に大きな問題があるわけがございまして、われわれも前から言つておりますように、バスの優先通行あるいは電車にも優先通行を与えるべきでは

ないか、バスについてレーンというものを設けるべきではないかということをいろいろ言っておったわけでございますが、最近におきまして特に路線の再編成、バスレーンの設置というようなことを指導いたしておるわけでございます。なお、これによってももちろん十分ではないのでございまして、根本的には地下鉄の建設を促進しなければならぬというところで、自治省からお話がありましたように、いろいろ補助の方式を考えながらやっておるわけでございますが、今後もこの拡充についてさらに十分に努力したい、こういうふうに考えております。

○安井委員 財政局長にお伺いしますが、過疎地域における行政バスといいますが、国庫補助を与えているあれば、地方公営企業法上公営企業扱いなのか、準公営企業扱いなのか。

○長野政府委員　いまのところ、実を申し上げますと、その形なり形態がまだはっきりしないもののが非常に多いわけでございます。公営企業としてやっておりますというより、むしろ経営の委託をしております——経営の委託といいますが、ハイヤーの会社等、バス会社もあると思いますが、そういうところには自分のところの、これの運行を一日何回、どこからどこまでというような運行委託をやるというような形でございますとか、あるいはまた部落その他がそういうものをするところへへ負担をするとか、いろいろな形をとっておるもののがまだ多いようでございまして、その点では必ずしもはっきりした形をとっておりませんが実情でございます。ただ、これをかりに民間のバス会社やがやめまして、そのものあとに新しくバス事業を行なうということになってまいるような形が整います場合には、これは形の上では公営企業の適用を受けるということにいたさなければならぬものだろうと思いますが、実質はそういう経営でございますから、その経営の本質に従って、その企業経営の原則というものが中心になるということとはなくて、むしろ特別な行政施策の上で成り

立っておる形だということに実質の取り扱ひをしていかざるを得ないだろうと思っております。

○安井委員 このいわゆる行政バスなるものは、民間企業が赤字で投げたところで、初めから独立採算はできないことはわかつているわけです。赤字は全部行政的に補てんをするということであり立っておるわけです。ですから、国庫補助もあるし、一般会計からこれは無制限で入れてやるものよりはかかはないわけです。しかし、現実には料金をもらっているわけですから、公営企業であることには間違いない。だから、そういう意味合いにとりになって、自治省がいままでおとりになっている公営企業と準公営企業というその区分そのものを少し混乱させようという意味で私はいまお尋ねをしているわけです。それはいままでのようなお考え方ではどうもう処理できないものになってきたのじゃないか。だから、どこまで補助金を与えてやるべきか。同じ交通事業なんです。その交通事業の中でも、こちらは、行政バスのほうは準公営企業とかなんとかいう変な名前をつけないければしょうがないでしょう。これが純粹の独立採算制の公営企業だということとは、いかにも自治省であっても断定できかねるのではないかと私は思います。だから、全体的に地方公営企業なるもののあり方について、もう一ぺん再検討すべきではないか、そういうような意味合いで、きょう少し混乱の要素を申し上げましたけれども、これをさらに御検討の中で解きほぐしていただきたいということだけをお願いしておきます。

それからいま運輸省のほうから、大都市交通麻痺打開のための大量大衆輸送優先措置の交通規制ということにもお触れになったわけですが、これもこの委員会でずっと以前から主張が続けてきた問題で、今度の道交法の改正の中には、専用レーンや優先レーン、そういうような考え方も盛り込まれているようではありますが、それはそれとして解決していかねばならぬと思います。たとえばバリなどでも、一方通行がほとんどでありますけれども、その一方通行の一番右側の路線はパス

だけ、あるいはバスとタクシーだけに与えられている。さらには、一方通行の一番左側の線には、一方通行でありながら、向こうから逆進してくる車がバスがあるわけですね。つまり一方通行であつても、一つのところにバスレーンだけをきっちりと定めてある。だから、ああいうのを見ますと、バス

の公共性というものを政治の中できちっと位置づけているのだなということがよくわかるわけですね。一方通行も、向こうは右側通行ですから、一番右側の線を専用レーンであるというのは、これはわりあい意識の中ではあたりまえだというふうに言えるかもしれませんが、逆進してくるものがあるところまで行きますと、これはまさに大衆輸送に優先権を与えている施策というものを一般的に認識させる上にも非常に力があると思うのですよ。やはりそれくらいやらなければいけない。東京や大阪などの交通局長の話聞いても、スピードさえ上がれば赤字はなくなる、これまで言うのですから、これは一番お金をかけないでいまの問題を解決する道ではないかとも思いますから、ぜひともやっていかなければいけない。ところが、それこそ専用レーンをもってみずから任じている道路併用軌道があります。たとえば鹿児島などには——鹿児島でなくても、どこでもありますが、まだ路面電車があるわけですよ。それこそ専用レーンとして道路の中にレーンを敷いているのです。それさえも最近ほとんど自動車の乗り入れを許可しようとしている。これはまさに逆行ではないかと思うのです。きょうは警察庁から来ていたおいておりませんが、もう少し運輸省なり自治省のサイドから、専用レーンをふやすという、バスの問題だけではないに、電車の専用レーンをそれこそ文字どおり確保する、そういう姿勢がもう少しあっていいと思うのです。電車が自分のレーンの上を走っているながら立ち往生している姿なんというものは、実にみっともないんですね。どうでしょう。

○須賀説明員 お答えいたします。先生のお説のとおり、われわれも前から考えておったわけでござ

ざいますが、ただ、自動車増加に伴いまして漸次現状のようなかっこうになっているのをはなはだ遺憾に思うわけでございますけれども、おそまきながらこれからでもいろいろ努力していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○長野政府委員 いまのお話の専用レーンとかバスレーンという点につきましては、運輸省のお考えと私どもの考えと全く同じでございます。交通安全何とか会議というところでも必ず要求をしておったことでありまして、今度は道路交通法でそういう専用レーンといいますか、バスの優先通行というような措置ができるようであります。鹿児島の問題は、私も聞きまして、あの当時関係方面に強く申し入れをした記憶を持っております。ちょうど流行おくれのことをやってくれているような感じがいたしまして、非常に強く申し込んだんですが、どうもそうなってしまったというようなことでございますが、私は鹿児島は——そういうと鹿児島の人には悪いのかもしれませんが、あのあたりでそんなにいままでも軌道の中へ入らないで自動車が行き来した、それがどうしても軌道の中に自動車を押し込めなければならぬのかということとをたいへん疑問に思ったわけですが、現状はよそがやっているとこちもやらなければといううな、多少流行おくれの形もあつたのではなからうかというふに思ったわけでございます。今後ともそういうことのないように、ひとついわれる大衆輸送機関の優先道路というものについても私どもも努力をいたしたいと思ひます。

○安井委員 鹿児島出身の人がいないのかもしれませんけれども、あれは百人乗っている車がたった一人運転している人の車に道を譲らなければいけないという問題で、やはりマイカーとの戦いといえますか、自動車との戦いというものを、これから積極的にやっていくことでないかと思うのですね。いま新しい世界のどこの国の交通政策もそういう方向に行っていますよ。きょうは関係の警察がいまさんから、運輸省と自治省の決意表

明だけで終わりますけれども、やはりがんばっていただかなければならぬと思います。

そこで、自治省のほうは公共交通問題研究会を設置させていただき審議をされているそうであるが、その結論はいつごろ出るか。またどんなふうになっているか。その結論を実行しようとお考えになっておられますか。

○長野政府委員 結論は今年度中にはぜひ出していただきたいと思います。最近までに中間的な問題提起のような取りまとめ、論議の中から取りまとめられたものができているように伺っておりますけれども、問題提起くらいでは、実は具体的な施策に結びつくまでに相当距離があるわけでございます。私どもとしては、私どもというのは少し言い過ぎかもしれませんが、個人的には私としては少なくとももう少し突っ込んだ措置というものが検討を、せっかく専門家が集まって熱心にやっていたらいいのでありますから、やっていただきたいというふうに思っております。これは都市交通の中でもいろいろ問題がありますけれども、その問題全般に触れて根本的な見直しをしていただくようにしたいということをお願いしております。来年度中にはひとつしつかりしたものを練り上げていただきたい、こう思っております。それができ上がったときには、その線に沿って実現できるものから手をつけてまいりたいようにうつつとめていきたい、こう思っております。

○安井委員 地下鉄建設に対して財政援助が年々拡大されているわけでありまして、しかし、大都市の交通問題の解決という観点からは、なお十分じゃないかと思えます。十号線問題とか名古屋、神戸等の認可、許可が控えているとかいうような実情もあるわけでありまして、そういう理由はどこにあるのか。さらにまた橋本構想という複合形式とかいろいろ、雑音というものはないのかもしれませんけれども、いろいろ意見が乱れていてどうもすっきりしないような気がするのですが、それらの点についてひとつ伺います。

○須賀説明員 お答え申し上げます。

地下鉄は現在だんだん建設費が高くなりまして、一キロ当たり五十億あるいは八十億ということになっておるわけでございまして、そういう意味合いからも、どこに建設するかということについて慎重に考慮する必要があるということであるわけでございまして、運輸省に設置されております都市交通審議会におきまして十分に研究をいたしまして、その答申を待つて事務を進めておるといふことでございまして、ただ、答申がありましたあと事業体のほうでこれを申請し、また工事の内容等についていろいろ申請を出すということでございますが、これに相当時日も要するということであるわけでございまして。

どうして東京、名古屋等について事務が控えておるか、こういうようなお話があったわけでございまして、そういう多額の建設費が要するということが、あとからやり直しがなかなかできないということもあって、慎重にかまえておる面もあるわけでございまして、これについて先般来増加していただきました建設費補助の問題もあるわけで、われわれ運輸省のほうで、いろいろ工事の内容等について、安全サイドからも経営サイドからもいろいろ見えてまいっておるわけであります。最後に補助金の関係がございまして、財政当局ともいろいろ協議しなければならぬというふうな期でもあったというところで、お互いに繁忙をきわめておったということもあるわけでございまして、近く解決するのではないかといいことでございします。特に現在問題になっております東京、名古屋について、ごく最近解決がつくという方向に向かっているわけでございします。

それから御質問がありました複合企業体等の問題であるわけでございします。この問題につきましては、現在の東京都から漸次あるいは大阪市から漸次人口の流動というものがございまして、通勤通学者が広域化してくる、こういう現象を呈しておるのは御承知のとおりでございますが、こ

うことによりまして、市の外に出る地下鉄建設が進んでいくということが当然考えられるわけでございします。そういう場合に、市の事業体が当該の市だけでいいものかどうかという疑問があるわけでございまして、そういう問題について、たとえば東京から埼玉県に出るあるいは神奈川県に出るといったような問題について、都営であるといふときにどういう問題がある、あるいは大阪市が外に出る場合にはどういう問題があるか、こういうような関係からも、事業体というものがあつた程度問題になってくるのではないかと、こ

うふうに考えるわけでございします。そういう意味で、橋本運輸大臣が言われたのではないかと、ふに考えられるわけでございします。決してそれできたというわけではもちろんないわけでございします。われわれも大臣の意を体して現在研究しておる段階でございします。

○安井委員 大事な問題をいまお答えになったわけでありまして、今度総合交通体系なるものの取り組みを政府はお出しになったわけですね。自動車重量税の財源配分からそういう問題にだんだん進んできたということをお聞かせですが、これは実はほんとうは筋からいって、その奪い合いの中からは新しい税金をまず押えて、その奪い合いの中からは、それじゃ総合政策をつくるうじやないかというので、えものをつかまえてから、しかも総合計画というのですから、これくらい前後着の話しはないわけですか。ほんとうからいうと、やはり総合交通計画なるものがきつとできていて、新全国総合開発計画があつたり経済社会の発展計画があつたり何かするのですけれども、それに一番大事なのが交通の問題のほうなんです、それがいままでなかったということくらいふしぎなことではないと思ひます。あべこべでも何でも、とにかくそういううっぱな政策をつくってもらいた

いとは思ひます。それけれども、はたしてそれがうまくいくのかどうかですね。私も心配をしておりますが、どうなんですか。その場合においても全体的な取り組みをきつと進めて、きょう

は都市交通を話題にしておるわけであります、そういうものの位置づけ、そういうようなものについてどうお考えなんですか。これは自治省のほうも関係ありますから、運輸省と両方からお答えをいただきたいわけですね。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

総合交通体系の確立の問題につきましても、いま先生お示しのとおり、たいへん遺憾ながら自動車新税問題等が起る前に完全にでき上がらないということがあつたわけであります。おくれればせながら四十七年度におきましてきちんとした具体化の計画ができるということを目途にいたしまして、現在政府関係各省協力いたしまして検討を開始いたしております。大勢いたしましては、経済企画庁が中心になりまして、関係各省持ち寄りまして、総合交通政策を秋までに一応結論を出すということになっております。

そこで、運輸省といたしましては、実は一、二年前から運輸政策審議会というところに総合交通体系につきましても諮問をいたしまして議論を進めていただいております。これをことしの六月ごろまでに、運輸省といたしまして政策を確立するために審議会の答申をいただきたいということで、目下鋭意審議を進めていただいております。その場合に、私どもが審議会に對しまして答申をいただきたとお願いいたしております。項目は、幾つかございしますけれども、一つは、全国的な幹線交通という場合の総合計画、新幹線網と航空網との関係をどうするか、あるいは物の輸送の面では大規模な港湾計画との関連をどうするかというふうなことを含めまして、全国的な人あるいは物の流動に對応いたしました総合的な計画をどうするかという点が一つの問題でございします。それから第二番目は、ただいまお話が出ておりますような大都市におきまして総合交通体系でございします。これはすでにかなり理念的には確立されておりますけれども、さらにこれを整備いたしまして、いわゆる大衆交通機関というものの優先、そ

うしてそれをささえていく政策をどうするかとい

うふうなことを議論していただきたいと思うのです。それから第三番目には、いわゆる過疎地域の交通問題。これも先生方十分御承知のように、最近過疎地域におきまして公共交通機関の衰微ということがある問題になっております。先ほども御議論があったようでございますけれども、これに對しては交通の立場からどう考えても、いろいろいいか、さらにはこれの経営効果をどう考えていったらいいか、これにつきましても議論をしていただきたいと思ひます。

大体そういうような三つの分類にいたしました。全国的総合交通体系のあり方というものを考えたい。そしてそのあり方が出ました上で、それを實現するための必要な財源措置あるいは運賃政策等につきましても議論をしていただくということで、私どもは事務局といたしまして審議会とあらはらになりまして現在鋭意検討を進めております。

以上であります。

○安井委員 大きな問題で、とてもここで議論する時間がありません。特にあとちょっと水道のこととお尋ねしたいわけですから、十分議論するゆとりはございませんが、都市交通の一元化という問題もあるわけですね。これは自治省の研究會の中でも議論されているのかわかりませんが、たとえばグレート・ロンドン・カウンスルがほとんど一元化を果たしたというふうな例もあります。ヨーロッパへ行ったら、たいていの国はほとんど国鉄と自治体の都市交通というので、その二種類しか交通機関がないとも言つていいような姿が古い国にはみられるわけでありまして、特に日本の場合の大都市が、地方はまだいいと思うのですが、大都市の混乱で、渋谷の駅には駅長さんが七人いるというふうな現状もありますね。それが一ぺんに今度の交通体系ができた一人の駅長で済んだということには、これはなりやうもないですが、またそれだけ佐藤内閣がお力を持つておるとは私も信じません。しかし、いわゆる経営の側面までこの総合政策なるものが入り込

むおつもりですか。特に都市計画の一元化という問題ですね。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

経営主体の問題につきましては、特にいま先生お示しの大都市の問題につきましては、すでに五五年もあるいは十年も前から経営の一元化の問題あるいは経営の集約化の問題が議論されております。したがって、今度総合交通政策の議論をする場合には、少なくとも大都市につきましてはその辺の方向づけをはっきりすべきであるというふうな考えまして、委員の先生方にはそのような御議論をお願いするように考えております。ただ、交通の一元化問題につきましては、わが国の大都市、外国の大都市、それぞれその国情、風土あるいはその社会の成長段階に於いてのその時代時代での特殊性がありまして、それを反映して交通の企業形態がきまつていっていると思ひます。わが国の場合には、たとえば大都市におきまして私鉄というものの貢献してきた分野が非常に大きかったという時代もあるわけでありまして、これは、日本の大都市交通を建設する場合に、私鉄というものがいわば沿線開発とタイアップして、そういったものと一緒にしまして交通を整備してきたという歴史があったわけでございます。この歴史自体を私は否定してはいけません。この歴史自体を私は、そういったものが社会の構造の変化に伴ひましていつまでも同じようなメリットを取得できるかということになりますと、たいへん問題があります。したがって、一元化問題につきましても、そういった社会全体の構造の変化あるいは要請の変化に伴ひまして一番ふさわしい形態を選ぶべきであるというふうな考えております。その方向で考えますと、やはり日本の大都市につきましても、漸次外国の大都市におきますような一元化の方向がますます強くなつてきているということが言えると思ひます。したがって、こういう方向でものを考えてまいりたいと思ひますけれども、ただ、テンポにつきましては、十分実現可能性を確保するために、それに一番必要なテンポを

選んでいくということが政策的には大事ではないかと思ひますので、そういう方向で今後いろいろ検討を進めたいと思つております。

○安井委員 これはまた別な機会に中身に入つた議論は譲りたいと思ひます。

水道の問題では水資源の開発の問題、あるいは水質汚濁が急速に進んでいる段階で、その公害問題とどう取り組むべきかといったような点、さらに昭和の初めに布設された水道管が、いま全国的に取りかえる時期に来て、そのことによって大きな財政需要を来しているというような問題もあるのではないかと思ひます。公害問題は別な機会に譲ることにいたしまして、水源開発にしても、その他全体的な水道の施設の改善という点についても膨大な財源が必要であり、それが同時にコストを引き上げる要因にもなるのではないかと思ひます。したがって、これが料金値上げに結びついていく、こういうようなことではないかと思ひます。特に水源がますます都市から遠ざかつて、かつコスト高となる現状であります。現在ダムアロケーション等に対する補助金があるわけでありまして、これを導水管くらくらいまでもっと広く拡大すべきではないかというふうな思ひのであります。

○国川説明員 いまお話のございました水道事業の施設の整備、拡充に関連しまして、特に問題のは、最近の問題といたしましては、水資源の確保の問題がございまして、したがって、そのための施設の建設投資に必要な費用が、ダム等の地形あるいは地理的条件あるいは都市から非常に離れたところにあるような条件から、近年かなり建設費が高くなつてくる傾向にあります。そのために、四十二年度から特に水道水源の開発施設費に対する補助制度がとられまして、年々非常に伸び率で伸びてきておりまして、四十六年度におきましても六十億近い予算を計上することといたしておりますが、御指摘のように、この補助金の趣旨は、特に水源確保のため、しかもそのコストが非常に高い場合、そういう条件を具備した場合に補助の対象

といたしておるわけでありまして。したがって、私どももいたしましては、この制度ができましたことをきっかけにいたしまして、水源の確保並びに水道料金の上昇をできるだけ抑制するという方向で生かしていきたいと思ひます。今後ともこの制度の拡充強化をはかっていきたいと思つております。いま御指摘のような、たとえば水源に関連した導水施設と申しますか、それらにつきましても、水源と考へられるようなものにつきましても、事業を一部採択しておるものもございまして、それぞれの実態に即応できますよう、今後とも制度の充実拡充につとめてまいりたい、このように考えております。

○安井委員 いまおっしゃつた方向でもっと前進めいたかぬと、今日の建設費の高騰には迫り着いていけないのではないかと思ひます。工業水道に対する国庫補助と比べますと、上水道に対する国庫補助は、その受益の範囲からいうと十倍にしても足りないのじゃないかと思ひますが、そういう意味合いでもぜひ国庫補助の側面を拡大していただくことが一つと、それからもう一つは、何と云つても水道ぐらゐ資本費が大きな位置づけを持つていられるものはないわけでありまして、その資本費のうち大きな部分を占めるのが起債の元利償還金です。これがますます膨大になつてきている段階において、起債のワク拡大、それから利子の引き下げ、償還期限の延長等、もう少し積極的な改善措置が必要ではないかと思ひます。最近幾らかずつ利子の引き下げ等が行なわれてきていることは私も知つておりますけれども、もう少し御努力が必要ではないかと思ひますが、その点はどうでしょう。

○国川説明員 一般的に申しますと、現在の全国的に見ました上水道の給水原価が、一立方メートル当たり約三十五円程度でございまして、その中の減価償却並びに支払い利息に相当する額が、おおむね三分の一程度になつておるわけでございます。しかしながら、水需要が非常に急激に伸びておる都市等におきましては、やはりそれに伴ひま

して建設あるいはその拡張がかなり高額になりま
す関係上、それらの影響がおのずからコストある
いは水道料金に反映することが避けられないのも
また事実でございます。したがって、特に先
ほど申し上げました補助制度のみならず、特に主
要な財源になっております起債等につきまして
は、その内容の充実、あるいはまた条件につきま
してはできるだけ引き下げると申しますか、改善
されることが望ましいわけでございまして、た
だ、公営企業としての水道事業の料金水準と申し
ますか、これらとの関連におきまして、今後とも
そういう財源の内容等につきましては、できるだけ
改善をはかっていきたいというふうに考えてお
ります。

○安井委員 自治省にも、むしろこれは自治省
のほうかと思いますが、借りがえ債でですね。地方
公営企業法の改正に際して、この借りがえ債の規
定は議員修正で入れた規定でありますだけに、私
ども、もう少し積極的な運用がほしいと思うので
すが、全体的な伸びというものは、新しくできて
以来あまりふれていないのです。新年度は、た
しか去年と同額の三十億でしたか、それくらいで
あって、どうも伸びがよくないように思います。
しかも、その運用にはいろいろ制限がつきま
とって、十分な成果をあげるころまでいって
ないのではないかと思います。借りがえ債という
ものの性格は、いままある債務を全部借りがえし
てあげて、もっと長期的に延びていけばいいので
すけれども、そうじゃなしに、残った部分だけの借
りがえ措置というふうなことであって、自治体の
側が期待しているところまではどうもいってない
ような気がするわけです。今日の段階では、利
子の引き下げももちろん大事ですけれども、償還
期間を大幅にあとに延ばすことが、ほんとうは大
きなメリットとなってあらわれてくるのではない
かと思ひます。そういうふうな対策もこの中に含
めておやりになる必要がないかどうかということ
が一つと、それからもう一つ、もう時間がないよ
うですから続けませんが、ギャンブルの納付金が去

年からできたわけですが、これもずいぶん
けちな対策だと思ふのですが、一応できているわ
けであります。これはあとどういうことになる
のでしょうか。四十六年度における見通しをあわせ
て承っておきたいと思ひます。

○長野政府委員 水道関係につきましては国の助成
ということについてのお話もございましたが、確
かに、そういう点での助成措置というものの必要
だと思ひますし、その点については私はなおその
必要がたいへんあると思つております。上水道関
係の資金面におきましては、ほとんど大部分があ
げて起債で措置をしておるわけでございまして。そ
の起債につきましては条件改定、有利な条件にす
るといふ意味では、むしろ起債の中の政保債なり
そういう良質な資金を多くしていくという努力が
必要になってまいります。そういう意味では、公
営企業金融公庫の利下げの問題も非常に有効な働
きを実はしておると私は思うので、四十五年度か
ら始めましたギャンブルの納付金に加えて、
政府のほうからいただきましますところの利子引き下
げのための助成措置によりまして、現在上水道に
つきましては、公営企業金融公庫の貸し付けの利
率は六分七厘に下がつておるわけでございまして。
そういう意味では非常に金利も安くなつてい
るわけでございます。

それから、借りがえ債のお話もございましたけ
れども、借りがえ債につきましてもことしから
七％に下げることになっておりまして、そうい
うことの効果が非常に出てきたのかどうかわか
りませんが、正直申し上げて、ことしはたいへんな
借りがえ債の要求が出ております。いままでのと
ころ、三十億そのまゝ寝かしておいたのかとい
う御指摘もございましたけれども、いままではどう
もあまり要求がなくて、そういう実際の需要との
関係で三十億というもので事足りておつたとい
うようなところでございまして、条件が少しく
なりまして、たちまち需要が殺到しておるとい
うような状況でございまして、今後そういうもの
についての条件は引き続きよくするように努力を

いたさなければなりません。問題は、それは未
償還期間だけを借りがえするのか、それとも少
し長くするののかという問題だと思ひます。これは
もう少しいろいろと、関係方面にいろいろな理屈
が多過ぎまして、その多過ぎる理屈をどうやって
整理していくかということが、これから課せられ
た問題だと思つております。そういう意味で、利
率の問題、償還期限の問題、なお今後とも御指摘
のとおり私どもも努力をしましななければなら
ないと思つております。

それから、ギャンブルの例の納付金の関係でこ
ざいまして、これはそういう意味では、喜ぶべき
かどうか、いろいろありますけれども、予定ど
り納付されておまして、四十六年度も引き続い
て計画は十分達成をいたすほどの納付は見込まれ
るわけでございまして、引き続き利下げのた
めに役立ててまいりたい、こう考えております。

○安井委員 時間がありませんので詰めますけ
れども、利下げももちろんどんどん進めていた
きたい。同時に償還期限の延長というのは、これは
ほんとうにメリットになるのです。そうなる
と、いまの借りがえ債の問題にしても、それはも
う三十億であろうと三百億であろうと、たくさん
殺到します。あまり意味のないような運用でい
ままであったところに問題があるので、七％にな
ればそれも確かにプラスだろうと思ひますが、借
りがえ債、さらにまた基本的な起債における償還
期限の延長という側面、さらに一その努力を
お願いをしておきたいわけでありまして。

そこで今度は水道にも交通にも全面的に関係が
ある問題だし、特に交通がそういう事態に來てお
ると思ふのですが、現在の財政再建計画は、横浜
交通を除いてはおおむね四十八年度までというこ
とになっておるわけです。しかし、本来この財政
再建計画が講ぜられれば、あのかの法律は、こ
れも議員修正でおおむね七年ということになつた
わけですね。なつたわけでありまして、利子補給措
置——たな上げに対する利子補給措置が講ぜられ

てくれば赤字がなくなつていなければいけないわ
けですよ。そういう予想の上に立つてあの法律が
できたと思ひます。ところが、予想に反して、
赤字は減るどころか、たな上げをたんたんとした
んです。それどころか、さらにどんどんふえてくるわ
けですね。そういう段階に立った現在においては、
もう一度考え直す必要があるのではないかと。当時
の振り出しに戻って、いわゆる財政再建について
検討し直す段階までいま来たのではないかと、こ
う思ふのであります。もう一度振り出しからやり直
しをするのか、また別なお考えがあるのか、これ
は非常に重大な問題なので、伺つておきたいわけ
です。

○佐々木(喜)政府委員 確かに交通事業につきま
して、財政再建計画策定後に赤字が増加をしてお
るということは事実でございます。ただ、現在赤
字再建の対象にしております事業は、御承知のよ
うに、路面電車とバス事業という二つにいたして
おります。地下鉄事業はそれから除外されてお
るわけでありまして。そして再建の対象にいたしま
した交通事業の中でも、路面電車は大体使命がい
わば終わったといひましようか、各都市とも撤去の
計画をもちまして、四十六年度ころには大体の都
市が路面電車を撤去するというふうな状況になつ
てきておるわけでございまして。その撤去の関係で、
路面電車の部分について赤字が増加をしたとい
うことは、これは再建計画を延長いたしましたも
その解消ということは無意味なことである。やは
り現在の計画に従つて赤字解消策を立てなければ
ならないというふうな考えをおるわけでありま
す。

バス事業につきましては、これは各市によりま
して赤字の状況等が若干の相違があるわけでござ
います。やはり再建計画策定後いろいろな社会経
済情勢の変化からその事業の運営が非常にむずか
しくなつてきておるといふことは事実でございま
す。それに対応する対策というもののについて各都
市の実態に応じた対策がとられたい限り、再建計
画をいたすにその期間を延長をしたところで、

これも実効が期し得られないというふうな考えられるわけでありまして、私どもは、特にいまの再建企業につきましても、バス事業についてそれぞれの都市の実態に応じた対策というものをとってもらいたいということで、いろいろ各市とも特にバス路線の再編成を中心に行いたしまして、いま進めておるところでございます。

地下鉄事業につきましても、これまで別個の観点に立ちまして、これからの健全化計画というものをいま策定中でございます。これは大体再建計画とは一応切り離して将来の長期的な計画のもとに運営が可能であるというふうな考えでおります。

大休交通事業につきましては、いま申しましたように、主としてバス事業を中心とした事業につきまして各市の実態に応じた実効性のある計画というものをづくり直していきたいと、こういうふうに考えております。再建計画自体を延長するという考えは現在のところございません。

○安井委員 いまの御答弁でも明らかのように、法律改正による財政再建措置によって、当時予想してなかったいろいろな問題が出てきてしまつて、経営悪化はさらに進んでしまつた。こういうわけで、あの再建策のメリットはゼロであつたというわけにもこれはいかぬのかもしれないね。もしあれがなかったらもっとひどくなつていただの、こういう御答弁におそらくなるのではないかと思うのです。答弁を私のほうで言つてしまつて恐縮ですが、おそらくそんなことであるのだらうと思ひます。時間がありませんから、もうそれはそれでもいいと思ひますが、根本策がやはり先だということは、先ほど来だいた議論ありましたから、そういうことでも進めていただきたいわけでありまして、ただ、いわゆる財政再建のメリットとして確実にあらわれているのが一つだけあるわけですね。これは従業員の給与制限というものです。これだけは明確な形であらわれてきて、今日までも毎年毎年の賃金改定期の問題として浮かんできては、血みどろな戦いが繰り返さ

れ、自治省も間に立ってたいへんなことになってきているわけですね。財政再建の措置そのものがなくなつてしまふと、そういう上からの重石というものはなくなるわけですから、おそらくもとの自由な話し合い態勢に入ることになるうかと思ひますが、やはり同じ地方公共団体で働いている労働者という立場で、平等取り扱いというのが何としても原則であるべきであるわけでありまして。それとその赤字を結びつけようとする、そこでトラブルが起きる、こういうことの繰り返しの繰り返しで、もつと何か根本的な解決策というものはないのでしょうか。

○長野政府委員 お話でございますが、財政再建措置をとつております企業についてのメリットの問題に関連して、給与の問題にだけメリットがあるというふうなお話でございましたけれども、私どもはそういうふうな考え方をとおるわけではございませんで、やはり全般的な企業の内容の合理化というものを進めていく上での内容の一つとして、この合理化計画をやつていかざるを得ないということであるわけでございます。しかし、先ほど佐々木参事官が申しましたように、結局問題は大きく考えまして、バス事業をほんとうにどういふふうな再編成をしていくかということ、これが、これからの大都市を中心とした交通企業の課題だといふ気がいたします。路面電車、地下鉄につきましても、問題が解決したわけでは決してございせんけれども、つまり方向というものは一応明確な形だと私どもは思つておりますけれども、それについて問題は、バス事業をどういふふうな今後のいろいろな交通体系とか地方の振興と関連して考えていくかということでありまして、それを基本にしながら合理化を進めていくということに尽きるわけでございます。給与の問題につきましては、やはりそういう再建計画を立てまして、そして合理化を進めていく。そしていろいろな援助措置その他も考えていきます以上は、いろいろな議論は確にあるわけでございますけれども、給与改定等におきます問題としての原資の問

題、それから例のベースの問題、この二つでございませうけれども、ベースの問題につきまして、これをいろいろ議論することはなかなかむずかしい問題でございませう。それから給与改定の原資につきましても、一応たてまはたてたもので認めるというわけにはまいりません。したがひまして、企業がみずから努力してつくり出していくという形で、ものを考えていかなければならないわけでございます。これを踏まえて、やはり現実問題としてのいろいろな状況がそれぞれあるわけでございますから、一応企業の中での合理化という中にも、いろいろと考えられるだけのくふうもお互いにし合つていけるような状況でございまして、お互いにくふうしながら今日までやつてきておる、こういう形。その点につきましては、今後あまりかけ離れた形でない、実態に即するよう、というところであつてございませうけれども、実情も見ながら対処していきたい、こう思つております。

○安井委員 いまの御答弁は、ただ問題を逃げたといふことで終わつておると思ひます。それは問題はむずかしいのは事実なんですけれども、毎年繰り返してきておるわけですから、もうこれから、再建期間も終わりに近づいた段階で、答えが出てよいのではないかと、こう思つてわけであり

時間がかう過ぎてしまつたそうですから、多くをお尋ねする余裕はございせんけれども、ことしどうするかという点について、何かお考えあります。

○佐々木(喜)政府委員 昭和四十五年度の給与改定につきましては、東京都を含む六大都市を除きましては一応年度内に給与改定の作業は完了する予定でございませう。残りましては東京都を含む六大都市の給与改定が残るという実態でございませう。この点につきましては、現在各市ともそれぞれその実態に応じた給与改定をどういふ形ですべき

かという点について、いま市の内部で検討中でございます。また私どものところに具体的な相談としてまいつてきておるおそれがある。現在各市が議会をやつておられますが、これが済んだところで、また具体的な相談になってくるだらうというふうな考えでおります。私どももそれに対応いたしまして、適切な措置をとれるように、十分相談に乗つてやつていきたいというふうな考えでおります。

○安井委員 やはり労使の話合いが基本だと思ひます。それを一つの基本に踏まえながら適切な助言をしていただく、こういうことだと思ひます。すね。あまり自治省が表に出てかき回したりしないように、そのことをひとつお願いをして、最後に地方公営企業体という現在の地公企法の中に据えられたものについてどういふふうな検討が進んでいるかということ、それから今度地方自治法改正案の中に、地方公企法なるものが顔をだしているようであるが、これは一体地方公営企業の側面からどんなことになるかと、このところだけ伺つておきたいと思ひます。

○長野政府委員 公営企業体の関係につきましては、それをも含めまして現在研究会におきまして、そういう経営形態についての研究を御審議願つておるところでございます。いづれその結論に即して、その方向を進めるといふことになりますれば、それについてやつてまいりたいと思つております。公営交通問題研究会はこの体系の問題、地方団体の役割りの問題、経営主体の問題、こういうものをすべてひっくるめて、いま検討していただいておりますので、そういう検討の結果をまつてやつていくようにいたしたい、と思つております。

それから地方公社の関係のお話があつたようでございますが、私の聞いておりますところでは、どうもなお結論を得ないでおります。状況のようでございます。その点で地方自治法の今回の改正に間に合うかどうか、まだ未定でございますが、あの地方公社というものの考え方は、これと

必ずしも直接関係ないわけでありまして、最近地方団体においてそういう公社という形態による企業といえますか、いろいろな事業が行なわれておるわけですが、そういうものについてある一つの整理、できれば公社を認めながら、公社が適切な経営ができるような整理を考えたい、こういう趣旨であったと思います。しかし、いま聞いてみますと、なお結論を得ないでおるようでありまして、けれども、それとこれが直接関連を必ずしもいたさない、またそれを頭に置きながら考えねばいけないとも必ずしも思っておりません。

○安井委員 時間ですからこれで終わりますが、きょうはだいぶゆさぶって見たが、あまりベリリグッドという答えは出てこない、こういうことだと思ふのですが、問題提起にして、後日りっぱな答えを出していただきたい、そのことをひとつお願いをして、終わります。

○砂田委員長代理 吉田之久君。

○吉田(之)委員 今度の地方交付税法案は、地方団体の公共施設の整備に要する財源充実はかることをたいへんうたい文句にしておるわけですが、いま安井委員からもいろいろ御質問がありましたが、そういう点で、地方自治体が公共施設を充実していく面で現に多大の苦慮をしておる、財政的にたいへん深刻な状態にあるといういろいろなお説が述べられたわけでありまして、特に下水道の問題につきまして、今後自治省が各地方公共団体の財政的裏づけをどのように確保していくとされているのかという点について、伺ってみたいと思ふわけでありまして。

下水道の場合、水質汚濁の防止というにききの御旗をかざして、これから五年間で二兆六千億円の事業費が要求どおり通りました。これに伴って公共用水域四十九水系のうち、とりあえず流域下水道を整備して二十五水系の河川を汚濁から守ろうという計画でこれは走るわけでありまして。この額は決して十分ではございませんけれども、しかし、公害の防止の面から見て、多大の予算が流域下水道を中心とするそうした下水道の幹線整備

のために投じられるということは事実でございます。しかし、そうした幹線ができたって、それはもう万里の長城にひとしいわけでありまして。問題は、一般家庭から排出される汚水がいかにかこの流域下水道に結びつくか。そういう点でたちどころに必要なのは、公共下水道がいかに流域下水道の進展とあいとマッチしながら進んでいくことができるかどうかという問題になるだろうと思ひます。実はこういう点で、いろいろと交付税の側からあるいは起債の側から、利子補給の側から、自治省としては今後各市町村に対してどのような財政的裏づけを確保していくことになさっているのか、ひとつつかいつまんで御説明をいただきたい。

○長野政府委員 下水道といましては、お話がございましたように、これは都市の基本的な施設でございますが、四十四年度現在では二二・一％、排水面積に対する普及率がその程度にしかすぎません。今度の五十年計画二兆六千億、これを行ないましても、三八％ぐらいの程度だろうと思っております。

そこで、その緊急性ということにつきまして、自治省といましては、これは十分配慮していかねばならないということでございます。その五十年計画に基づきますところの四十六年度の事業といましては、事業総額は地方財政計画上は二千五百億というところで見込んでおりまして、この中に五十年計画は十分入る。五十年計画よりも、単独事業がある程度必要があるというので少しふやしておりますが、そういうことで四十六年度につきましては、十分その中で消化し得るという形に、財政計画に計上をいたしまして、これに応じまして地方債措置及び一般財源措置のための交付税の措置というものを算定して、事業の実施に支障のないようにいたしております。もちろんこの中には、お話のございました流域下水道とそれからいわゆる末端の管でありますところの公共下水道といいますが、あるいは都市下水道等もこの計画の中には含まれておりますから、そういう意味で、来年度の事業実施につ

いては私どもは支障のないような配慮をしておるつもりでございます。

○吉田(之)委員 それで局長、流域下水道、都市下水道、そういうものと公共下水道とが並行して進んでいく。いまの局長のお話では、四十六年度分については二千五百億の額を見込んでおけば、それでバランスはとれるはずだ、それが五年間続いていくことによって、五年後の結果、流域下水道や都市下水道の幹線が敷かれた部分の、いわゆる市街化区域ですね、全部完全に公共下水道が完備し得るというふうになんとかを立立てておられますか、その辺いかがなんでしょうか。

○長野政府委員 これは先ほども申し上げましたように、私どももこの流域下水道と公共下水道の組み合わせの具体的な中身というものは、実はあまり詳細に承知しておりませんけれども、少なくとも五十年計画で考えられておりますところの流域下水道なり公共下水道の整備という点につきましては、この計画が立てられております限り、これは建設省が中心になって立てていくわけでございますが、これは全くそのまゝ受け取って、この実現のためにいささか支障のないようにということをやっているかと思っております。先ほども申し上げましたように、この整備の見込みは、いわゆる排水面積に対する普及率が現在二二・一％程度でございますが、これが五十年末になりますと、三八％までのところになります。現在のところは話のありましたが、流域下水道が布設されたものの全部が末端まで完備していくかどうかという問題でございます。これはおそろしく五十年で終わるわけではございませんので、またそのあたりで三八％しかいかなないわけですから、それをさらに四〇％、五〇％、六〇％、もちろん一〇〇％までいくという究極の目標に向かって進んでいく。五十年の末はちょうど途中のところということになります。そのときには建設中のものもございまして、まだまだ流域下水道部分もつと延ばしていく。それからそれに対応する末端の管渠をまだ継続して当該都市等におきましては事業を進行していかなければならないという部分も残っております。しかし、これはもう五十年で終わるというもののじゃございませんで、結局一〇〇％にしていこうというこの途中の時点では、そういう形にある程度なるのではなからうかと思ひますが、いずれにいたしまして、申し上げておきますように、二兆六千億というものについてはいささかも不安のないような形で、私どもも起債なり交付税措置なりを通ずる財源措置をいたしてまいりたい、このように考えております。

○吉田(之)委員 よくわかりました。

ただ、この場合、遠藤亮一さんも「地方財政の長期ビジョンと財政運営の計画化」というところにいるお書きになっておられますけれども、「現状は、四十四年度末で市街地面積の僅か二二・一％しか整備されてない。これからの都市生活に必要な基礎的公共施設ともみられる公共下水道に、重点的な配分をした建設投資予定額は八兆円であるが、今後予想される市街地面積の拡大をおりこみ、それにより整備される下水道を含めた昭和五十五年度時点の普及率は五五％である。」したがって、いま局長お話しした五十年でおよそ三八％程度ではないかという点は大体符合していると思ふのです。ただ、この場合の計算は、すべて市街化地域の中における人口、その人口の中の普及率がこのパーセンテージであるという考え方に基礎を置いておられると思ふのです。それはそれなりにわかります。ただ、私は、公害防止の面で流域下水道が今度新しく下水道法案の中に法的な裏づけをもつて組み込まれた、またそういう面から多大の予算が下水道予算として投じ込まれるということから考えますと、特にこの際自治省としてお考えいただきたいことは、ただいよいよ建設省サイドの市街化区域内の、市街地内の下水道の普及率を問題にするだけではなしに、自治省としては公害そのものを防止する面から、市街化調整区域あるいは純農村地域をも含めた下水道の普及というものとどう取り組んでいくかという点を、ひと

つ観点を要えて考察されるべき必要があるのではないかと。これは非常にむずかしい問題ですけれども、実情を申し上げますと、たとえば公共下水道が完全に整備されて、その末端のバイパスが全部各家庭に結びつく、そこで初めて水洗便所が普及するわけですが、この水洗便所というものが完全に普及しない限り、今日各地で問題になっております尿尿投棄の問題、重要な公害の一角を形成しておりますこの問題が解決しないと思う。そういう考え方が一つ、いま一つは地方行政をより合理的、効率的に運営していくためにはばらばらの行政ではだめだ、ばらばらの公共投資ではだめだ。道路も上水道も下水道も、その他万般の公共施設というものが、一挙に総合的に推進されていくって初めて財政効果というものは十分にあるし、住民も政治に対して一そうの期待と関心を持つてであろうということがいわれているわけでありまして。これはいまさら理屈を繰り返す必要はないと思ひます。問題は、その面から公害の根本を断ち切るという意味での下水道の推進ということ、それからいま一つは、総合的に一挙に道路や下水道というものに手をつけて初めて非常な効果、効率がよくなるわけでありまして。

こういう点から考えた場合に、地方自治体はいまの自治省や建設省の計画だけでは非常に悩ましいものが残ってきはないか。もっと意欲的に、この際農村地帯まで水洗便所にしなければ問題は根本的に解決しない、こういう判断をだんだんしてきていくわけなのです。これにつきまして自治省側としてはどのように対応していこうとお考えになっていただければ幸いです。

○長野政府委員 私どもはこの前から公共施設整備のための長期計画というものを予測をいたしまして、今後十一年間、四十五年度からでございますけれども十一年間に、そのためにさき得る公共投資のための経費は幾らぐらいかということとを予測をいたしました。そのときに一応いろいろな前提がありますが百十一兆円ということとを想定いたしましたわけでありまして。その際におきまし

て、下水道についてどういうふうに考えたらいいかということいろいろ検討いたしました。その場合に、いまお話しになりました御指摘の内容も、その関係の作業に触れておる点があるのでございまして、そういうことでやりまして、十一年間にそのテンポで考えますと、下水道投資可能量というのは大体八兆円くらいということになります。それが、それによりまして、その時点、つまり五十五年時点においていわれる普及率なるものが五五〇というところになるわけでございます。しかしながら、その点ではいまのお話のような市街化調整区域とか農村地帯はもろに入っていないわけでございますが、しかもその間に市街化の面積、市街地面積がなお拡大するであろうということも予測をいたしまして、昭和六十年時点ですういう市街地面積の一〇〇〇を完成するということにかかりに仮定をしたらどの程度さらに加えなければならぬかといひますと、あと十二兆円加えなければならぬ。つまり約二十兆円を必要とするというふうなことが一応予測されたわけでございます。

そこで、お話のように、農村地帯等につきましても、公害防止の観点からあるいは総合施策として他の公共投資と総合的に施策を進める、そのほうが合理的ではないか、全くお話のとおりだと思ひます。が、結局そういう意味で考えますと、全体の資金の投下可能量といひますか投下必要量という問題、それと市街化区域、人口が密集しております地域におきましますところのほうが、これは相対論でございまして、やはり公害関連というふうな関係からあるいは水質汚濁ということからも非常に影響が高いと考えられるわけでございます。したがって、そういうものを中心にして市街化区域といひますので考えていくということがいまの現状におきましては——もっと資金量が伸びていくということが可能であれば、私どもも御趣旨のような点まで伸ばしていくことがそれは確かに必要だと思ひますけれども、現状からいいますと、この二兆六千億といひますのは政府として

はたいへん思い切った計画だということ、関係当局皆さん努力をされたと思ひます。それが五十年間で三三〇でございまして。しかもそれは市街地の中における普及率が三三〇というふうな状況でございまして、なおなお努力をしなければならぬと思ひますが、これは結局正直申し上げて、全体の投資をどこに振り向けて目的を達していくかという総量の問題になると思ひます。これをそちらのほうに優先して持っていくことができれば、お話しのようなところまで相当伸ばしていくことができるんじゃないか。これは結局国民がそこをどれだけ理解をして、それについての国民的な合意が得られるかという問題にも関連するんじゃないかと思ひますが、現在のところは、私どもはそのような見込みを一応立てております。

○吉田(之)委員 実は私も総額的な金額の限界から考えれば局長と同じような考え方に基づいて立つのです。にもかかわらず、私はやはり調整区域などを、いわゆる新都市計画法の一つのワケを踏み越えてこの下水道という事業を推進していかなければ問題は解決しないし、また現に都市周辺の、半ば農村地帯ではありますけれども、その地域の住民がせつかくできる流域下水道、これをどう活用すべきであるかという点では、非常に真剣にいろいろな対策を講じようと思ひます。これは単なるぜいたくじゃないと思ひます。単なる欲ばりではないと思ひます。なぜかと申しますと、いま私どもの周辺の市町村でも、各市長、町村長らの一番深刻な悩みは何かといへば、尿尿処理の問題です。ときには大紛争が起こっております。特に私の住んでおります内陸地帯においては海へ捨てるわけにはいかず、大きな川はないし、結局歴代の市町村長といひますのはほとんど尿尿処理問題でその政治生命を断っております。公害を防止するための尿尿処理場やじんあい処理場、それがまた公害であるといふことで住民から総反発を食らっております。私はこの際、中途はんばな水洗便所の普及で終わったり、あるいは

はたいへん思い切った計画だということ、関係当局皆さん努力をされたと思ひます。それが五十年間で三三〇でございまして。しかもそれは市街地の中における普及率が三三〇というふうな状況でございまして、なおなお努力をしなければならぬと思ひますが、これは結局正直申し上げて、全体の投資をどこに振り向けて目的を達していくかという総量の問題になると思ひます。これをそちらのほうに優先して持っていくことができれば、お話しのようなところまで相当伸ばしていくことができるんじゃないか。これは結局国民がそこをどれだけ理解をして、それについての国民的な合意が得られるかという問題にも関連するんじゃないかと思ひますが、現在のところは、私どもはそのような見込みを一応立てております。

都市下水で処理される程度であったのでは、一そう問題が混乱すると思ひます。

たとえばこの間建設大臣にも申し上げたのですが、パキニム車の場合です。現在では大体いなかの町では町ぐるみでパキニム車で全部処理をいたしております。これは市町村も助けておりますし、民間業者も相当真剣にその処理につとめております。また採算も何とか成り立っているようございまして。問題は、その投資する場所がいろいろ紛争の種になっていることは御承知のとおりです。ところで、今度はばらばらに、いわゆる町の市街化中心地域は水洗便所になった、しかし一方農村のほうへいくといひますとどおりである、あるいは能力のある家は自費でも水洗にしていける家庭はふえてくると思ひます。非常にばらばらな状態になってまいります。ばらばらな状態の中で現にやっておりますような町ぐるみのパキニム車方式による尿尿処理ができるかどうかという問題を私は悩むのです。といって個々に処理しろといひたつて、もはやそういう条件は全くございませぬ。だとするならば、私はせつかくばく大な経費を投じて国家が流域下水道を推進していく以上は、必要な個所に対しては市街化区域にこだわらないで、もっと総合的に処置をしていかなければ公害対策にならないのではないかという気がするわけなのでございまして。

そこで、政務次官にもお聞きしたいのですが、いわゆる都市計画税ですね。これは市街化区域だけに取るべきだ、調整区域に取っちゃならない、われわれもそう申しております。しかし、事この下水道に関する限り、税の名前は何であらうとも、いわゆる一つの単位として、面積として希望する地域に対しては一緒にこのことを織り込んで処理していくという方法がとれないものだろうかと思ひます。いま大臣がお見えになりましたので、あとの提案の都合等もあるようございまして、委員長、ちよっと私ここで質問だけしておきまして中断させていただきます。あとでまた御答弁をわづらわ

したいと思ひます。

○砂田委員長代理 この際、内閣提出にかかる公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する公害をいう。

3 この法律において「公害防止計画」とは、公害対策基本法第十九条第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画をいう。

4 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築の事業で次に掲げるもの

イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として利用されるものの設置又は改築の事業

ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業(汚水その他公害の原因となる物質のたまりを排除する目的をあわせ有して実施されるものに限

る。)
ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業(イに掲げるものを除く。)

二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業

四 公立の義務教育諸学校(小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう)の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの

五 汚水その他公害の原因となる物質がたまり、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業

六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業

七 公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の特例)

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業(政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。)に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又

は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2 前項の場合において、公害防止対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこえるときは、当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定めるところによる。

3 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第七号までに掲げるもののうち、自治大臣が主務大臣及び環境庁長官と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができ。

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債については、国は、資金事情の許す限り、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 前条第二項に規定する地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公害防止事業団等)についてのこの法律の適用

第六条 公害防止事業団が政府の補助を受けて公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第四号の規定に基づき公害防止計画において定められた第二条第三項第二号に掲げる事業を行なう場合における当該事業に係る経費に対する政府の補助は、同号に掲げる事業に係る経費に対する国の負担割合の例により算定するものとする。

2 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港湾局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。

(政令への委任)

第七条 公害防止対策事業に係る経費の一部を公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定により事業者者に負担させる場合におけるこれらの事業に係る国の負担又は補助の額の算定の基礎となる額の算定、第三条の規定により国が負担し又は補助することとなる額の算定及び交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の規定は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 この法律は、昭和五十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに定められた公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第三項の規定により同日までに自治大臣が指定した公害防止対策事業については、なおその効力を有する。

(適用)
第二条 第三条(別表を含む。)の規定は、昭和四十六年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る国の負担金又は補助金(以下「補助負担金」という。)から適用し、昭和四十五年度分の事業で翌年度に繰り越したものに係る国の補助負担金については、なお従前の例による。

(昭和四十六年度の特例)
第三条 昭和四十六年度に限り、同年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る国の補助負担金につき第三条の規定によつて算定した国の補助負担金の額が通常の国の負担割合によつて算定した国の補助負担金の額をこえることとなる場合(同条の規定により新たに交付されることとなる場合を含む。)には、当該公害防止対策事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十

条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)、は、そのこえることとなる部分の額(新たに交付されることとなる場合にあつては、その全額)を昭和四十七年度に交付するものとする。

第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。
附則中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項の次に次の二項を加える。

25 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
公害防止事業債償還費	公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 五〇〇〇〇銭

26 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第五条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)
第六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十三号の六の次に次の一号を加える。
十三の七 公害の防止に関する事業に係る国

(漁港法の一部改正)
第七條 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号に次のように加える。
又 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
第四條中「図るための事業」の下に「及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚濁その他の公害の原因となる物質のたい積の排除汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港灣法の一部改正)
第八條 港灣法の一部を次のように改正する。
第二條第五項中第九号を第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九 港灣浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
第二條第七項中「復旧する工事」の下に「及びこれらの工事以外の工事で港灣における汚濁その他の公害の原因となる物質のたい積の排除汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港灣整備緊急措置法の一部改正)
第九條 港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「除く」の下に「及びこれらの事業以外の事業で港灣における汚濁その他の公害の原因となる物質のたい積の排除汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

事業の区分	国の負担割合
第二條第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業	二分の一
第二條第三項第二号の緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業	二分の一
第二條第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業	二分の一
第二條第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業	二分の一以内の範囲

事業	政令で定める割合
第二條第三項第五号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業	二分の一
第二條第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業	二分の一以内の範囲で政令で定める割合
第二條第三項第七号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業	二分の一
第二條第三項第八号の政令で定める事業	政令で定める割合

理由
公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、公害の防止に関する事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例を定める等国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○秋田国務大臣 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。
公害対策の推進は現下の急務であります。その施策は広範かつ多岐にわたる、そのほとんどが地方団体によって実施されております。特に、公害対策基本法第十九条に基づき内閣総理大臣の承認を受けて公害防止計画を作成した地方団体においては、この計画に基づき公害防止対策事業を集中的、総合的に実施する必要があります。
本法律案は、このような事態に対処し、公害対策の推進に関する国の財政責任を明らかにし、もって公害対策の一そのの推進をはかるため、公害防止計画作成地域を主たる適用地域として公害防止対策事業に対する国庫補助負担割合の特例その他の国の財政上の特別措置を定めようとするものであります。
次に、法律案の内容についてその概略を御説明申し上げます。
第一に、この法律は、公害防止計画を作成した地

域において同計画に基づき実施する公害防止対策事業について国の補助負担率の特例を定めることとしております。

国の特例補助負担率の適用対象事業は、特定公共下水道、公害物質の排除の目的をあわせ有する都市下水道及び終末処理場の設置改築事業、緑地等の設置事業、廃棄物処理施設の設置事業、公立義務教育諸学校の移転及び施設整備事業、河川、港湾等の浄化事業、汚染農用地等の土地改良事業、公害監視測定施設設備の整備事業その他政令で定める事業であります。

なお、国の特例補助負担率は、二分の一とすることを基本とし、公立義務教育諸学校の移転及び施設整備事業、汚染農用地等の土地改良事業については二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定めることとしております。

第二に、公害防止計画作成地域以外の地域についても、河川、港湾等の浄化事業、汚染農用地等の土地改良事業、公害監視測定施設設備の整備事業で緊急に実施する必要があると認めて自治大臣が主務大臣及び環境庁長官と協議の上指定するものについては、この法律による国の特例補助負担率を適用することとしております。

第三に、特例補助負担率の適用事業及び公害防止計画に基づいて実施する下水道の設置改築事業にかかる起債充当については、政府資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をすることとするともに、これらの事業にかかる地方債で自治大臣が指定したものに關しては、その元利償還に要する経費の二分の一について地方交付税の基準財政需要額に算入することとしております。

第四に、この法律は、昭和五十五年度までの十年間の時限法といたすこととしております。

このほか公害防止事業団及び港務局への適用、地方交付税法その他関係法律の改正等について所要の定めをしております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○砂田委員長代理 次に、細谷治嘉君外十名提出にかかる公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案を議題とし、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。門司亮君。

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案

公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律

第一条 この法律は、環境保全基本法（昭和四十六年法律第 号）第三十二条の規定に基づき、公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置について規定するものとする。

（定義）
第二条 この法律において「公害」とは、環境保全基本法第三条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止事業」とは、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共的な施設の整備に関する事業で地方公共団体若しくは港務局又は地方公共団体の長若しくは港務局の長が行なうものをいう。

（公害防止計画）

第三条 都道府県知事は、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域について、関係市町村の長の意見をきいて、公害防止事業の実施に関する計画（以下「公害防止計画」という。）を定め、これを環境保全大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 環境保全大臣は、前項の規定により提出された公害防止計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、公害防止計画を変更する場合について準用する。

（国の負担又は補助の割合の特例）
第四条 公害防止計画に基づいて行なわれる公害防止事業のうち別表に掲げる事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業について、他の法令の規定が適用される場合において、当該事業に係る経費について他の法令の規定の例により算定した国の負担割合が同項の規定による国の負担割合をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る国の負担割合については、他の法令の規定の例により算定した割合とする。

（国の補助）
第五条 国は、公害防止計画に基づいて行なわれる公害防止事業のうち次の各号に掲げる事業（前条の規定の適用を受ける事業を除く。）に要する経費については、当該事業を行なう地方公共団体又は港務局に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の四分の三を補助するものとする。

一 河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域に係るしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める浄化事業
二 学校、病院その他これらの施設に類する施設で政令で定めるものに係る公害の防止のための新築、増築、改築その他の政令で定める事業
三 公害の防止のために必要な監視、測定、試験及び検査の用に供する施設又は設備の整備事業

（地方債）
第六条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて行なう公害防止事業のうち次の各号に掲げる事業につき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当

しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができ。

一 別表に掲げる事業
二 前条に規定する事業
三 公害の著しい地域からの住宅の移転に伴い必要とされる用地（移転跡地を含む。次号において同じ。）の取得及び造成並びに住宅の建設に関する事業

四 公害の著しい地域における公害を防止するために必要な工場若しくは事業場又は家畜の畜舎の移転に伴い必要とされる用地の取得及び造成に関する事業
五 公害の著しい地域に係る土地区画整理事業
六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める公害防止事業

2 公害防止計画に基づいて行なう前項各号に掲げる事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債（当該地方債を財源とする事業により設置された施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（政令への委任）
第七条 公害防止事業に要する費用の一部を事業者に負担させる場合における第四条又は第五条の規定の適用に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

（国の負担等に関する規定の適用）
第二条 第四条及び第五条の規定は、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものに

いては、なお従前の例による。

(統替規定)

第三条 この法律の施行の日から廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の施行の日までの間は、別表中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項に規定するごみ処理施設」とあるのは「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定するごみ処理施設」のための施設」

と、この法律の施行の日から海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)の施行の日の前日までの間は、同表中「海洋汚染防止法第三条第九号」とあるのは「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第百二十七号)第二条第六項」とする。
(地方交付税法の一部改正)
第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項中

九 特別事業債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充て、昭和三十九年度において特別に発行を許可された地方債の額

十 公害防止事業債償還費 公害防止事業費の財源に充て、昭和三十九年度において特別に発行を許可された地方債の額

に改め、同表市町村の項中

十一 特別事業債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充て、昭和三十九年度において特別に発行を許可された地方債の額

十二 公害防止事業債償還費 公害防止事業費の財源に充て、昭和三十九年度において特別に発行を許可された地方債の額

に改め、同表市町村の項中

改め、同条第二項の表中

四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充て、昭和三十九年度において特別に発行を許可された地方債の額

に改め、同表市町村の項中

四十二 公共事業費等特定の事業費の財源に充て、昭和三十九年度において特別に発行を許可された地方債の額

に改める。

別表道府県の項中

九 特別事業債償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充て、昭和三十九年度において特別に発行を許可された地方債の額

に改める。

別表

事業	事業の区分	事業主体	国の負担割合
下水道整備事業	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築	地方公共団体	四分の三
河川法(昭和三十三年法律第六十七号)第四条第一項に規定する一級河川、同法第五条第一項に規定する二級河川又は同法第百条第一項に規定する河川工事	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾又は地方港湾の港湾工事	地方公共団体又は港務局	四分の三
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項第二号に規定する公園、緑地、広場その他の公共空地の新設若しくは改築又は道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路の新設若しくは改築	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項に規定するごみ処理施設の設置	地方公共団体	四分の三
海洋汚染防止法第三条第九号に規定する廃油処理施設の建設又は改築	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業	地方公共団体	四分の三

海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良	地方公共団体 港務局長又は 港務局長	四分の三
河川法第四条第一項に規定する一級河川、同法第五条第一項に規定する二級河川若しくは同法第百条第一項に規定する河川の河川工事又は砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	地方公共団体 の長	四分の三
地盤沈下地域 高潮等対策事業 港灣法第二条第二項に規定する重要港灣又は地方港灣の港灣工事	地方公共団体 局又は港務 局長	四分の三
漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第四条に規定する漁港修築事業又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業	地方公共団体	四分の三
教育厚生施設 公害防止事業 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院その他これらの施設に類する施設で政令で定めるものの新築、増築、改築その他の事業	地方公共団体	四分の三

理由

環境保全基本法第三十二条の規定に基づき、地方公共団体が行なう公害防止事業の実施を促進するために必要な財務上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約九十億円の見込みである。

〇門司議員

私は、日本社会党、公明党並びに民社党を代表して、ただいま議題となりました公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に對する財政上の特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今日、多数の人命を犠牲にさへしてまいりました公害に對処する上で地方公共団体の果すべき役割

第一類第二号

地方行政委員会議録第十四号 昭和四十六年三月十二日

割りが必要で重要なことは、いまさら申し述べるまでもないところであります。しかしながら脆弱な財政基盤にある地方公共団体の現状では、かりに公害に對する規制、監督の権限が強化されたといえども十分な効果を期待することは不可能であります。

したがって地方公共団体に対する国の財政援助の措置を明確にすることが急務と考えまして、今日、この法律案を提出した次第でございます。次に、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公共団体による公害防止事業の実施を促進するため、国が財政上の特別措置について規定することを趣旨としたことでございます。

第二は、都道府県知事は、公害が著しい地域または著しくなるおそれがある地域について、関係市町村長の意見を聞いて、公害防止事業の実施に関する計画を定め、環境保全大臣の承認を受けることとし、政府の財政計画との関連を明らかにしたことであります。

第三は、この計画に基づき、地方公共団体の講ずる公害防止事業のうち、下水道整備、公共用水域の浄化、緩衝地帯の整備、廃棄物処理施設の整備、廃油処理施設の整備、汚染土壌の改良、地盤沈下地域の高潮対策、教育厚生施設等の公害防止事業につきましては、現行の諸法令の規定にかかわらず、国はそれぞれ総事業費の四分の三を補助するよう特例を設けたこととあります。ただし他の法令により国の負担割合が本法に規定する国の負担割合より高いときは、その規定により算定するものといたしております。

第四は、地方公共団体の講ずる公害防止事業のうち、河川、湖沼、港灣等の公共水域のしゅんせつ事業及び導水事業等の浄化対策、学校、病院等の公害防止のための新築、増改築等の事業並びに公害防止のために必要な監視、測定、試験及び検査等に要する施設、設備の整備事業等については、新たに国が補助することとして、その補助率は先と同様に総事業費の四分の三としたこととあります。

第五は、地方公共団体が講ずる公害防止事業のうち、第三及び第四において説明しました事業のほか、住宅の移転に伴い必要とされる用地の取得及び造成、住宅の建設に関する事業、工場等の移転に必要とされる用地の取得及び造成に関する事業、土地区画整理事業等について、地方公共団体が必要とする経費については地方債をもってその財源とすることができるようになると同時に同地方債の元利償還に要する経費は地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとしたこととあります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

〇砂田委員長代理 以上で両案に對する提案理由の説明は終わりました。

〇砂田委員長代理 引き続き地方交付税法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。吉田之久君。

〇吉田(之)委員 先ほどもお聞きしておたのでございますけれども、要するに、建設大臣にも私は申し上げたのでありますが、確かにそのとおりである、したがってせっかく新都市計画法というものがあったけれども、しかし公害防止の面から見て、いわゆる下水道の促進事業というものは、むしろ新都市計画法のワクを乗り越えてやらなければその目的を達成できないのではないかとこの点で、私も確かにそう思う、関係省庁ともよく相談をしなければならぬ、しかし、前向きに検討したいということを過日答弁しておられます。そこで、私は自治省側にお聞きしたいのであります。が、おそらく自治省としてもこの問題に對しての考え方は同意見にお達しになるだろうと私は思いますけれども、だとするならば、具体的にたとえば都市計画税等についても何らかのもう少し明確な規定のしかた、あるいは指導のしかた、そういうものが必要ではないか。

〇大石政府委員 前半のほうのことをお答えいたしたいと思うのですが、私も建設大臣がそういうことを返事されたということについては非常に意を強くしたわけであります。実は二兆六千億の今の下水道整備五カ年計画というものの自体でも、実は非常に難航した点もあるわけなんです、しかし、主管大臣のほうで、それは都市計画、市街化区域をはるかに乗り出していかなければならぬというふうな考えでいらつしやるというのはいま申し上げたとおり非常に意を強くしたわけでは、いまいち、私は実はいま吉田委員のいわれるようなことが政府全体、その他のムードにまで高まってもらいたい。いま事務的にはここが精一ぱいだという、たとえば財政的に精一ぱいなんだ、とりあえず市街化区域内の公害等に全く困っておるところを解決することに精一ぱいだ、それを終えてからというくらいの感じでしたのではないかと思うのですが、主管大臣がそういう

ことを言われているというのは、いま申し上げたように、私、非常に心強い限りでありまして、政府全体が早くそういうふうなムードになり、そしていまのこの下水道五カ年計画も近いうちにさらに改定されてやってくというふうになるべきだと思ふのです。

ただ、御指摘の、それを待てないからということで、いま突然言われたのですが、都市計画税を何かそこでよくいうとして、もう少しそういうことに高くしてやるような方法はないかというふうなふうのお尋ねに対しては、ちょっと返事が返事ができませんが、あるいは財政当局のほうから何か考えがあるか——私は感じでは、いまの都市計画税というものを高くして、そういう下水道の設置ということに使おうというの、たいへん高くしなければとできない。ことに密集地帯の場合と、ばらばらにあるところでは、ばらばらにある場合はコストが一戸当たりでたいへん高くなる点がありますから、それが都市計画税でカバーできるかどうか、その点ちょっとまだ疑問に思っておりますが、お考えの点は、政策として当然進んでいかなければならぬことだということで、関係各省とも協力をしてこの問題の解決に進まなければならぬと思っております。

○吉田(之)委員 いわゆる都市下水道と公共下水道とは、いままではこれは地域的にかみ合ってきたと思ふのです。この限りにおいてはあまり問題はなかった。しかし、流域下水道というのは、御承知のとおり、川になってやってくるのですから、いわば全然辺地、僻地から流れて農村地帯を通過して、そして町を通過して海へ出ていく、そういう水系でございます。だとすれば、ちょうど新幹線が自分の家の前を走っているのだけれども、駅がないからどうにもならないわというのと非常に似通った現象になるわけなんです。まあ新幹線や私鉄の場合ならば、そうふんだんに駅をつくるわけにはまいりませんけれども、私は、流域下水道と一般家庭からの公共下水道を結びつけてそこへジョイントするという方法は、これはぜひいふん

趣が違ってくると思ふのです。だから、全然山紫水明の山奥まで一挙に水洗便所を引けという、そういう夢物語を私は言うわけではございませんけれども、現に自分の集落の周辺を流域下水道が通っている。ちょっと手を講じれば、調整区域であるが、農村地帯であるが、確かに文化の恩恵に浴することができると、かつ、いま申しましたような公害対策で悩んでいる問題を確かにその部分ではきわめて安易に解決できる。そこで、われわれは、やはり政治の知恵を当然働かさなければ、これはもったいないことだと思ふ。

それからもう一つは、先ほど局長もお答えいただきましたように、問題は約二十兆円のまさに巨額な金を必要といたしますけれども、しかし、それは六十一年の時点でありまして、六十一年の時点までには、ずいぶん新都市計画法に基づくところのいわゆる線引きの手直しが必要とされるはずだ。したがって、建設省から見ても、自治省から見ても、今度の線引きはこうだけれども、昭和六十一年までには当然この辺は市街化区域に組み込まざるを得ないであろう、なおかつ、そこにはかつてこの流域下水道が走っておるという区域に対しては、いま直ちに手を付けても、決してこれはおかしいことではない。この辺が、やはりほんとうの長期的な展望であり、地方行政の運用の妙ではないかというふうな気がするわけでございます。どうかこの点はひとつ大いに胸を張って、積極的に閣議などで問題を取り上げて、前向きな方途を皆さん方で直ちに考えていただいていいのではないかと、いう気がいたしますが、いかがですか。

○大石政府委員 流域下水道が自分のところを通過している場合に、いまお話しのような、こうしてこれという要望が出てくるのは、私も、目の前に自分のところがあるわけですから、そういう要望が出てくるということは、確かにお説のとおりだと思ふ。しかし、それが、ただ市街化区域でないからそれは対象にしないということも、確かに不自然だという、何か無理があるような気がいたします。そこらについては、そういう意味で

いえば、地域的にも限定もできないわけではないので、私も再検討につきましては、十分拝聴いたしましたので、いま大臣は帰られましたけれども、お話しはよくお伝えを申し上げて、御趣旨の意味においてなるべく早く結論をつけるようにいたします。

○吉田(之)委員 それでは、特に、先ほど局長おっしゃいましたが、昭和六十一年で順調にいけば市街化区域の市街地の中の水道の普及というものは、一〇〇%に達するということでしたけれども、ほんとうは一〇〇%をこえなければならぬ。いま申しましたように、全人口の一〇〇%、それはなかなか困難ではございませんけれども、われわれは市街化面積あるいはその人口を対象としてだけ問題を論ずべきではないという点を、ひとつ今後の皆さん方の基本的な計画の姿勢の中に入れていただきたいと思います。

それからいふ一つは、これも、私、この間まで建設委員会いたしましたので、大臣と水洗便所の問題でいろいろ問答をしたわけでございます。水洗便所の場合には、今度、法の改正で、水洗便所可能な場所は全部これを施設としてつくることというふうに法律で定められております。しかし、問題は、ついていけない人たちが出てくるはずで、財政能力の弱い人たちが、平均五万円から七万円くらいの経費を投じなければ水洗便所を設置することができない。その場合に、私は申すのでありますが、これはひとつ電話公債のようなかっこうで、いわゆる公債を買ってもらって、そしてそれを持ちこたえることができない人はもちろんお金に乏しいこともできるという方法で普及していく方法があるのではないかと、電話というものが非常に短期日の間にかくも普及して、いまや電話なしには日本国民の生活というものはすべて論ぜられないような状態になってまいりました。したがって、この例にならって水洗便所の場合にも、何かそういう公債を発行するという方法はないだろうかということを申し上げてござい

す。建設大臣のほうも、それはまことに考慮すべき考え方である……。しかし、電話と違ひまして、水洗便所というのは、次官も御推察いただけますとおり、これはきわめて、部分的な、やはり制約を受けます。日本全土に一挙にというようなわけにはまいりません。そこで、地方地方でいわゆる地方債のようなものを計画して、その水洗便所の普及の徹底をはかっていくという方法があるのではないかと、いふように建設省のほうでも考えておられるようでございます。当然だと思ふ。自治省サイドから見られて、この辺のところをひとつ御検討いただく考え方はございませんでしようか。

○長野政府委員 いまお話しございました水洗化のためには、当然そのまま負担することがなかなか困難だといふような関係もあるわけでございますので、地方債の中で、特別地方債の中に水洗便所改良資金貸付事業というふうな起債ワークを認めておりました、十五億円やっております。そういうことで普及をはかっておるわけでございますが、それでも、ところによりまして、なかなか普及がはかばかしくないというところもあるようでございます。

そこで、いまお話しのごいしました公債を発行するというようなことの問題を考えます場合には、いまの普及の状況なりその受け入れ側の態度というものをから見ますと、よほどくふうをいたしませんと、遺憾ながら一そうむずかしくなるというところにもなりかねないようなところも出てくるのではないかと、思ふ。しかし、確かに、地域の水洗化というふうな仕事について、地域社会の人たちが相互に協力するといえますか、理解し合つて、間接的ではあります、起債資金を充当するといふかっこうで助け合うというふうなことができること自身はこれは非常に望ましい、むしろある意味では非常にけっこうなことだといふことも相なるわけでありまして、これは私どもも、そういうことがどの程度可能であるか、さらにひとつ研究をさせていただきたいと思ふ。

○長野政府委員 私どもも御指摘のとおりと考えておりまして、広域市町村圏等の場合におきます事業の一つの重要なものとして、広域で処理場をつくるという事業については積極的にお世話もし、ごめんどもしたいというふうにご考えておりますが、最近では結局場所の問題で行き詰まるという問題が非常に深刻でございます、したがって問題は、事柄の必要性は何人も疑わないわけですが、環境をかえって悪くするといえますか、そういう心配からなかなか場所がきまらないという点

市町村が集まってどこかの市か村がその処理場を受け持たなければならぬ。その周辺の農民に対してあるいはこういう道路の整備をしてあげましょう、あるいはこういう集荷場をそのかわりにひとつつくらしてもらいましょう、いろいろながまははあるでしょうけれども、しかしひとつ協力を願いたい……。結局はその辺の問題です。単に美化しろとか環境整備しろとか抽象的な問題ではなかなか解決しないと思うのです。その辺の財政的な裏づけを国としても考えてやると同時に、行政

ぶ役割りを果たしながら、なおかつその時間の端境期の間にいわゆる過疎地帯の一般住民の生活上必要な交通上の便に資するためにこのバスを活用するという方法、いわゆる多目的バスと申しますかそういうバスの認め方というものがあってもいいのではないかという感じがいたします。しかしながら、バス路線の認可というのは非常にめんどうなように伺っております。その辺自治省としましては過疎地域に対しては十分なひとつ働きかけを関係各省市と連絡をとっていただけるかどうかという問題が一つ。

それから、そうは申しましたが、交通機関であります。いっどのような災害を起こさないとはいえません。小さいいなかの村がなければなしの金で買ったバスを走らせておって、そうして公営企業でやっておるとしても、もしも転落したらたいへんな損害賠償の責を負わなければならないという場合も、万に一つないとは限りません。そういうリスクがあるいは国がカバーできるだろうかというふうな問題も、この問題には付随してくると思うのです。そういうことも含めて、こういう山間

けですが、これにつきましても、おっしゃいます多目的バスということではなくて、いわゆる白タクと同じような白バスというような言い方をしているようですが、白バスというのでそういうことができるような弾力的な運用というものは考えられるように伺っております。具体的な問題になりますと、具体的なところのお話というものがそういう形で計画されるようでございますが、それは過疎の振興計画にも入ってまいりたいと思いますし、私どもも過疎債その他の措置も講ぜられるものは講じていく。それからまた、そのため関係方面と

の話し合いをいたすべきものは、私どもは積極的にお手伝いをいたしまして、目的が達成できるようにいたしたいと思えます。

○吉田(之)委員　そのバスの名目といいますか、過疎債で購入した場合とそうでない場合とによっての違いというお話を聞きました。行政のかたくなさというのはいくつかあるところだと思えます。結局過疎地域の設定が大きな町とからんでおって、全体としてはその対象にならないけれども、その部分自身はまさに過疎であり辺地であるというふ

うな場合もあるわけですね。したがって、もつと実態的に、確かにこの辺は学校統合によってどうにもならない地帯だ、そのしわ寄せは父兄に及んでおる、もちろん市町村に及んでおるといふような地域に對しては、さらに弾力的な方法をひとつ講じてもらいたい。それから先ほど申しました、そのリスクを伴うこともあり得るので、その辺に對する担保のしかたを国としてどういふふうにするか、ひとつ十分に考えていただきたいと思うのですが、これをもって私の質問を終わる次第であります。

○砂田委員長代理 午後二時に再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時四十分開議

○砂田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林百郎君。

○林(百)委員 私は交付税法の一部改正に伴う地方財政全体の上からいって重要な問題となっている超過負担の問題と、公害防止のための自治省の予算問題、この二つにしばってお尋ねしたいと思います。

まず超過負担についてありますが、最近自治省自体も超過負担の問題については内容を明確にしなくなりまして、全貌を把握するのが非常に困難になっております。厚生省にお尋ねしますが、たとえば昭和四十五年度で、収容児童百二十人までのものは精算額三百萬、百二十人以上のもののは精算額四百萬として、その二分の一の補助をしておるわけですが、しかし、地方公共団体が実際に支出しておる実費は、百二十人以上が一千万から千五百万、大都市周辺では二千五百万から三千万、したがって、補助の基準額は実額の三分の一以下、大都市でははなはだしいのは八分の一以下から十分の一以下という実情になっているわけですが、この辺の事情について御存じかどうか。またその実情を御説明願いたいと思います。

このために各都市、ことに人口急増都市では困難を来しておりますので、お聞きしたいと思っております。

○岩佐説明員 保育所の施設整備費に對します。国庫補助額につきましても、保育所の施設整備の年次計画とあわせてその推進をはかっておるわけでございます。従前から御指摘の補助額の引き上げにつきましては努力をまいっておりますところでございますが、四十六年度予算におきましても引き上げについて検討をいたしておる段階でございます。

ただいま御指摘のように、保育所の一カ所の整備をいたしますにあたりまして、国庫補助の基本額が定率であるというところで、百二十人以上は三百万圓、百二十人以上は四百萬圓というふうになっておるわけでございます。一方補助額につきましても、国民年金局のほうとも連絡をはかりながら融資の増額をはかっておるところでございます。なお、四十六年度におきましては目下引き上げについて検討中でございます。

○林(百)委員 御承知のとおり、児童福祉法の五十二条と同施行令の十六条によれば、国庫の負担は精算額の二分の一とあるわけですから、実際にかつた二分の一の費用でなければならぬのに、このように大きな差異があるというところは、地方自治体に重大な負担をかけることになるわけでありまして、その補助額の引き上げを考へておられるというの、具体的にはどういふふうに考へておられるわけですか。

○岩佐説明員 精算額の二分の一ということになっておるわけでございますけれども、実はこの問題につきましても、保育所の要望も非常に高くなっておるわけでございます。そういうもののかね合ひをはかりながら引き上げに努力をまいりたいと思つておるわけでございます。

具体的には、まだ検討中でございます。実額は申し上げられないわけでございますけれども、考へ方としては、国の交付基準を定めまして、それに定員をかけて、そして単価をかける

したものを基本といたしまして、その二分の一の額に達するようにしたいと思つてございまして、一気に引き上げるといふことも、予算の限界もございまして、これを年次計画をもって引き上げをはかるようにしたい、このように考へております。

○林(百)委員 保育所は決してぜいたくな施設をしてゐるわけではない。これは実際、課長さんが行つてごらんになればおわかりのように、事実必要限度でつくつておられますので、それは実情に見合つた状態に至急引き上げる必要があると思つた。

とにかく児童福祉法の五十二条、施行令十六条による精算額という中で実際の支払い額、地方自治体の負担額と国の基準額との間に差異があるというところは認めなくて、それを漸次改善していく、至急改善していく考へである。こうお聞きしておいてよろしいでしょうか。

○岩佐説明員 年次計画をもって引き上げに努力させていたたく、このように考へております。

○林(百)委員 年次計画によつて引き上げを考へねになるというところは、やはり引き上げなければならぬ差異があるというように解釈していきたいと思つた。厚生省ばかりでなく、よそも聞かなければならぬので、次に文部省にお尋ねしたいのです。

文部省の学校の建設についても、実際の実額と補助額との間に非常に大きな差異があるわけなんですけれども、たとえば東京都の例を申し上げますと、四十四年度小中学校の工事費で、実績は一平方メートル三万三千四百四十四圓、ところが国の基準は二万九千五百圓ということで、一平方メートル当たりの単価差で三千六百四十四圓、こういう差が出てきておるわけでありまして、学校建設について、義務教育施設の新増設について国の基準と実績との間に差異があり、その差異を地方自治体が負担していることはお認めになるのでしょうか。あるいはそれに対してお認めになつて、改善の方向を考へておられるのですか。

それについてのお考へをお聞かせ願いたいと思つた。

○松浦説明員 実際の工事費と国の補助基準で算定しました額との間に多くの場合差があるのは事実でございます。従来から、単価につきましても、物価上昇等に基づく引き上げを毎年講じて、努力いたしてまいっておりますが、実際には、いま先生のお話のように、多くの場合差があるのでございます。ただし、この負担につきましても、四十二年度の調査によりまして増加負担の解消ということで、三年計画で進めてまいりました。単価の關係とそれから補助対象面積との両方につきまして努力をまいつたのでございまして、実際には、いまお話しのように差がござい

ただ、これにつきましては、国の補助基準といふものは、全国的な見地から定めますけれども、全国的に見ますと、なお現在の補助基準にまで至らない地域もございまして、とにかく現在の時点では、そのような基準面積までの到達を目標にしてやつてまいつておるわけでございます。それから単価につきましても、国の補助単価は標準設計というふうな考へ方でやっておりますので、地方公共団体がそれを越えるより上等の設計にいたしますと、その分が国の補助単価よりも上回つてまいつておるといふような実情でございます。国の補助基準と実際の単価が違ふというのは、好ましいことではございませんので、私も従来から努力をしてまいつたのでございまして、今後とも単価の面、それから補助基準面積につきましても改善に努力を続けてまいりたいといふふうに考へておるわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、単価差の点でありますけれども、やはり国の基準と実績との間に差異があるということはお認めになるのですか。

○松浦説明員 そのとおりでございます。

○林(百)委員 それでは建設省にお尋ねします。これも東京都の例でございますが、きのうも東京都の住宅報告書が出て、住宅で非常に苦勞してお

るわけですが、公営住宅が一そう増設されなければならぬのでありますが、四十五年の単価差で見ますと、四十五年の一種の中層公営住宅ですが、四十六平米で国の基準が百四十二万、ところが都の実施単価は百七十九万七千で、ここの一戸当たり三十七万七千の超過負担が出てくる。一種の高層住宅、五十四平方メートルで、国の基準は百九十七万、都の実施単価が二百七十三万八千で、ここの差が七十六万八千。二種の中層建物で、同じ面積で、国の基準が百三十一万四千、都の実施単価が百六十五万で、三十三万六千。高層で、同じ面積で、国の基準が百八十六万、都の実施単価が二百五十七万で、七十一万、非常に大きな差が出てきているわけなんです。これについてはお認めになるのでしょうか。あるいはお認めになって、改善の方法を考えておられるのですか、どうお考えでしょうか。

○滝沢説明員 全国一般的な例でお話申し上げますと、公営住宅建設事業につきましては、従来から超過負担があるというのをいわれておりました。昭和四十二年度に一斉調査を行ないまして実態を調べました。その結果、その時点では、当時の標準建設費に比べて、一戸当たり七%の超過負担があるということになりました。これを三カ年計画で解消すべきであるということが、建設省と大蔵省の合意が達せられました。毎年二・三%、三年で七%を解消できますので、四十三年度から四十四年度、四十五年度と三カ年かけて二・三%ずつ、これは一般の物価の値上がりとは別に、超過負担解消のために上乗せしまして、三カ年計画で、超過負担が現在では解消されたという事になっております。ただし、実態におきましては、いま先生のおっしゃいましたように、自治体によっては超過負担があるところがございます。

べしという建設省の標準単価、それに比べて確かに七%多かったというこの議論でございますが、一般的に超過負担ということが何を基準にしてお互いに論じ合うかということでございます。大きく言いますと、一般的に超過負担の原因となりますのは、住宅の場合三つあると思います。第一点は、面積の点でございます。面積につきましては、国では、たとえば第一種住宅につきましては、四十六・六平米、昭和四十五年の例でございますが、これが基準の面積である。こういう見解でやっておりますが、自治体によりましては、これでは十分ではない、もう少し広い設計でやらなければいかぬというようなことで、面積増というものがあるわけでございます。そういう点で、超過負担といえは超過負担でございますが、実際の事業主体の使ったお金が国の標準よりはふえる。

それから第二点は、質の向上といえますか、たとえばわれわれは鉄筋の五階建ての建物につきましては、窓まわり、こういうものは鉄製の建具でいいという考え方のものに標準単価を定めておりますが、場合によってはアルミニウムでやる。アルミニウムでやるのがぜいたくかどうかは別として、とにかく低額所得者がお入りになるというので、一応われわれは鉄製のいい。ところが事業主体ではたとえアルミでやる。こういった質の向上という点点が第二点としてあるわけでありまして。

それから第三点としましては、構造のよりよいもの、たとえば申ししますと、この場所は五階建ての建物でいいとわれわれが考えまして、五階建ての建物としてワクを配分しますが、東京都の場合、その他大都会の場合等は、別な原因もあるでしようが、八階建てとか九階建て、こういったものをつくった場合に、構造上の超過負担。

この三つの点がございまして、いずれにつきましても、たとえば面積のことにつきましても、われわれも必ずしもいまの四十六・六平米というのが十分とは考えておりませんので、たとえば規模なら

規模も毎年ふやしていかなければならぬというふうに考えております。ちなみに四十五年度でいいますと三平米、四十六年度でいいますと一平米の予算規模が認められておりますので、こういったものが超過負担の解消に役立つものと思っております。いろいろと、坪単価というのじゃなくて、質の向上といった面で、大いに前向きでいい予算を獲得するように努力したい、そういうふうに考えている次第でございます。

○林(百)委員 それでは昭和四十二年から昭和四十五年がもしわかつていいるなら、ここに至るまでに公営住宅の建設で、地方自治体の実際に払った費用と国の基準との差異、これを私はいわゆる超過負担と言おうと思うのですけれども、この調査をした数字が出ていますか。出ておりましたら、ちょっと説明願いたいと思います。

○滝沢説明員 精密な調査はいたしておりませんが、四十四年度の工事におきまして自治体の払った費用と国の定めた費用と、概算にしまして約一割程度の差が認められております。詳しい数字につきましては、たまたま資料がございませんで、記憶いたしておりました。

○林(百)委員 四十二、三年はどうですか。四十四年度は一割として、実際払った金額はどのくらいなのか。それから四十二年、四十三年はどうなるのですか。

○滝沢説明員 金額については手元に資料がないのでお答えできませんけれども、四十二年より四十三年度、それから四十四年度、四十五年度につきましては、それと比べて出ませんが、いわゆる事業主体とわれわれのきめた値段との差の率というものは若干ずつだんだん減っていると記憶しております。

○林(百)委員 その減っているというのが、どうも実情に合わないのじゃないかと思うわけですが、私のほうの持っている資料によりますと、昭和四十二年の調査で、全国の公営住宅建設の超過負担額が約九十億円といわれている。しかし、東京都自体で公営住宅建設の超過負担が五十九億出

ておるのを見ましても、全国で九十億というのは非常に金額が少ないと思うわけですが、四十二年度の発表金額が、それから率からいうと、昭和三十一年は地方超過負担率が四六・四%、四十年のそれは三〇・三%、四十二年は二二・三%となっているわけですが、過去の実績から見ると、四十二年に急に超過負担率が三三%と減少するのは、これはかつてそれまでは四六%、三〇%であったのが急に一三%になるというのも、これもはなはだふかしの数字でございますので、四十二年、四十三年、四十四年、この超過負担の金額と率をやはり責任を持って発表していただきたいと思っております。

念のために東京都の四十五年度の事業概要を見ますと、この中の建設費だけ見ましても、公営住宅の超過負担が四十二年に五十九億六千四百万、四十三年に九十一億六千四百万、四十四年には百二十六億八千万とだんだんふえていって、決して減っていかないわけですが、東京都の実例からいいますと、そうすると、あなたの言われるように、解消されたはずだというのが実情とは全く違っている。そういう認識で国の基準をきめられていたのではこれはたいへんなことになると思うのです。が、どうでしょう。

○滝沢説明員 額においては確かに先生のおっしゃるとおりで、減っていないと思っております。これは予算規模そのものは、コストもふえますし、いろいろな点でふえていきますので、額においてはふえるかもしれませんが、私の記憶では、パーセントは減っておりますが、手元に詳しい数字がございませんが、そういうように記憶しております。

その理由をいたしまして、たしか昭和四十三年度から用地については、いままで補助でございまして、これが融資にかわりました。ほとんど金額に近く融資対象になって、基準単価も大体倍ほど上げさせてもらっております。四十二年までは用地費も補助事業でございまして、補助事業の性質というものはわりあい少ない額が定められておりますので、率においては私は減っていると記

憶しておる次第でございます。

○林(百)委員 ですから、私は、いま東京都の例について、用地費の点は除いて建物の建設費だけを引例したわけですね。それが四十二年には五十九億六千四百萬、四十三年には九十一億六千四百萬、四十四年には百二十六億八百萬となつております。あなたのほうも数字を持っておるはずじゃないですか。

○滝沢説明員 いま手元にございません。

○林(百)委員 私のほうからそれを聞くからあなたに来てくれと言つたのに、それを持ってこないのはどういふことですか。この委員会中に聞いて合せて数字を出していただきたいと思ひます。

○滝沢説明員 わかりました。ただいま調査いたします。

○林(百)委員 そこで、自治省は最後にして、大蔵省にもお尋ねしますが、いま私は保育所、教育施設、ことに小中学校、それから公営住宅の補助金額が国の基準と実際の支払い額との差異が非常に大きくて、それが地方自治体の超過負担となつて、地方自治体の財政を圧迫しておるという点を説明したわけですね。

御承知のとおり、地方財政法の十八条には「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金(以下国の支出金という)の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行なうために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」とある。さらに地方財政法の二条の二には、地方財政の運営の基本として「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそなへ、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない」とある。地方自治体に国の行なう事業の財政的な負担をかけないよう、必要でかつ充分な金額を基礎として基準額をきめていかなければならないというようになっておるのですが、これは大蔵省にも一端の責任があると思ひますが、こういう保育所、公営住宅、小中学校等の教育施設の建設ですね、こういうもの

の補助の基準が実情と合わないという点については何かお考えでしょうか。そうしてまたこれを改善する方法をお考えでしょうか。

○後藤説明員 先ほど厚生省それから建設省等の方々が申しておりますように、三十九年、四十年に超過負担問題が非常にやかましくなりまして、四十二年、小学校の關係であるとか公営住宅の關係であるとか、それから農業委員会とか、いろいろな職員とかいうようなものにつきまして、四十二年、四十三年に実態調査をいたしまして、關係各省間で、現状とそれとあるべき姿と申しまして、標準的にどの程度がいいであろうかということとを相談いたしまして、標準的な基本額をきめ、それを四十二年調査のものは四十二年から三年計画で、それから四十三年のものは四十二年から十四年から四十六年までの三年計画で解消をしてまいっております。

なお、先生御指摘のように、保育所關係とか、それから警察の施設費關係とかいうものについて、確かにまだ御指摘のような問題があるということとは私も私も認識しておりますが、一方保育所等については、整備要求が非常に強いというふうなこともございまして、かなり薄まきされておるといふふうな実態があるやに感じますが、先ほど厚生省の担当官から御説明しておりますように、四十六年度においては、相当増額しておりますので、基本単価の引き上げについて、前向きで検討するといふふうな状況でございます。

先生、御指摘のように、実績単価というものと標準単価の間はかなり差があるではないかというのには御指摘のとおりでございますが、やはり補助単価と申しますのは、全国一律的な標準的な単価ということでは、あとはそれぞれの自治体が一般財源の中である程度の創意工夫をこらしながら、ある力を入れた施策をおやりになっていくというところで、私どもとしては、そこに、それぞれの団体で見ますと、補助基本額よりも低いところもございまして、それがかなり上回ったところもあるといふように、全国的に個々の地方団体を見

ますと、いろいろのこぼれがあるというのが実情でございます。しかし、この超過負担問題につきましては、今後とも、その問題の所在というふうなものを十分突き詰めて、前向きに検討してまいりたい、このように考えております。

○林(百)委員 そういふようなことは地方自治体があるべき基準を越えてのデラックスな施設をするので、その責任だといふようなことで、大蔵省が真剣にこのことを考えないことは、これは一、二のほの例外の事例を持つてきて一般化するにたといふように私たちは考えるわけですね。たとえば実習学校の建設の補助などを見まして、も、本屋に限って、廊下や便所を含まないという場合もあるとか、あるいは学校にはプールがどうしても必要なのに、プールは補助金がつかなかったり、ついてもわずかつかないとか、それから公営住宅の土地は起債で認めるかといふすけれども、起債額は実際の八五〇程度しか認められていないといふことで、実際は地方自治体がせいたくするのではなくて、地方自治体がやむにやまれない、実情に沿つた施設をしようといふにもかかわらず、国の基準が低いために、つい超過負担を地方自治体がいふ込んでいくというの、まじめに考へての事情じゃないかと思ひます。すけれども、それがでこぼれがあつて、でこぼれの出たほうは地方自治体みずからの責任だといふことでこの問題は処理されたいと思ひます。すけれども、もっと真剣に考へていただきたいと思ひます。

前向きに処理したいといふのが、前向きといふのは、具体的にどうするといふのですか。

○後藤説明員 いろいろの国の、いまの御指摘の点につきましては、まず補助職員の問題、それから施設費の問題、それからその措置費なり運営費の問題といふふうな、大きく分けると三つぐらいになるのだらうと思ひますが、たとえばこしといふわが文教關係につきましても、先生御指摘のやうに、補助対象面積といふふうなものが十分でないといふふうなことで、補助対象面積を広げると

か、あるいは単価につきましては、最近の建設物価によりまして助成するほか、先ほど四十二年の調査に基づくと七〇の上積み分をつけるというふうな改善措置を行なつております。それから補助職員等につきましても、たとえば五等級の六号相当に――これが補助金額ですが、五等級の一号とあるいは五等級の二号とかといふふうな基本額を、五等級の六号まで、四号を三年間で計画的に総額を上げていく。そういうふうなものにつきましてそれぞれ織り込んでいくといふふうな措置がいます。またそれとられておるわけでございます。今後ともそういった物価の上昇なり、それから社会、経済等の発展によりまして生活のパターンの向上といひます。か、そういうものを追つかけて改善してまいりたいといふふうなことを考えております。

○林(百)委員 大蔵省では、四十二年度からこの方、大体そういういま私が申し上げましたような超過負担金額の具体的な数字はおつかみになっておりますか、どうですか。

○後藤説明員 四十二年、四十三年調査に基づくとわが改善額の数字はつかんでおりますが、先ほどちょっと住宅で出ましたような、実支出額と補助基本額の累積額の総額の差がどのようになつておるかといふことは、私は承知をしておりません。

○林(百)委員 四十四年、四十五年はどうですか。

○後藤説明員 四十五年についても同様でございます。

先ほど申し上げました四十二年、四十三年実績調査に基づく、いわば目標額としての改善額でございます。これは私も四十二年から数字を持っておりますが、先ほど先生御指摘の、いわば実際に地方団体が支出した額とそれから補助基本額との差額といふものは、各係においては各省庁と折衝しておりますから、つかんでおるかと思ひますが、私は直接つかんでおりません。

○林(百)委員 自治省にお尋ねします。自治省は、四十二年、四十三年、四十四年、四十五年のいわゆる超過負担の金額をおつかみですか。つかんでいたら、ここで発表していただきたい。

○森岡説明員 四十二年度、四十三年度につきまして、先ほど大蔵省主計官からお話がございましたが、実態調査をいたしまして、それに基づき解消措置を講じておるわけでございます。その後の状況につきましては、まずこの解消計画を遂行するのが第一であるということで、新たな調査は公式にはやっております。

○林(百)委員 そうすると、四十二年度をお聞きしますが、四十二年度は六項目調査をなさったのです。六項目の超過負担額が四百一十一億、超過負担率が二四%、国の措置分が一二%、地方自治体の単独の措置分が一二%ということですが、この六項目以外のものについての調査ですね、これはどうなっているのですか。

○森岡説明員 四十二年度は、いま御指摘のように、保健所の運営費、農業改良普及員の職員費、国保の事務費、国民年金の保険取り扱い事務費、小中学校の先ほど御指摘の建設費、それから公営住宅につきまして調査をいたしました。超過負担率ないしはその金額は、いま御指摘のとおりでございます。四十三年度は、保育所の措置費、それから統計調査事務委託費、職業訓練費、農業委員会補助金、それから警察施設整備補助金等について調査をいたしました。その金額は二百三十億、……。

○林(百)委員 四十二年度のことを聞いています。四十二年度は、どうして六項目だけを調べて、あとは調べないのですか。あと調べた金額を知りたいわけですか。

それじゃ、念のために、昭和四十一年には数字が出ていますか。これは幾らと出ていますか、超過負担額全額は。

○森岡説明員 いま申し上げておきますのは、政府部内で大蔵省、自治省、関係各省協議いたしました。主要な超過負担が多いと考えられるものについて調査をいたしました。四十二年度、四十三年度の調査ということでございます。それ以外に、公式にと申しますか、各省協議いたしました超過負担解消という目標のもとに調査をしたとい

う資料はないわけでございます。

○林(百)委員 ちょっと次官にお尋ねいたしますが、私はそこがどうしても納得できないので、たとえば超過負担が昭和四十一年度までは千四百四十三億と推計されるというのが、地方財政要覧に出てくるわけですね。ところが、四十二年、四十三年に至りますと、いま言ったように、四十二年度は六項目、四十三年度は五項目だけ調査して、これ以外のものが出てない。トータルを出さない。これは一体どういうわけなんですか。次官と局長にお尋ねしたいのです。そうでなければ全貌が把握できないんじゃないですか。おもなもののだけ調べたというんですが、おもなものの以外のものはどうして調べなかったのでしょうか。次官と局長さんにお尋ねします。これは政治問題ですか。

○大石政府委員 あまりこまかいこと、内容はわかりませんが、先ほどお尋ねになりましたような文教施設とかあるいは保育所等、特に大きな問題をとらえて超過負担の実態を調査して、それをそれぞれの何年か三年、初め取り上げたもの、次の年に取り上げたもの、その次に取り上げたものというふうにして、それぞれ三カ年なり四カ年計画で解消の計画を立てていると思います。それ以外に超過負担の問題があるかといえ、私も必ずあると思いますが、そこまで手が伸びていないというところがあると思うのです。

この問題に関しては、先ほどそれぞれの行政当局からお話ありましたけれども、実際は単価の問題が一つ、それから対象面積のことがあろうと思うのです。ですから、対象面積が、学校がいえ、ほとんどそういう面積の学校は実際にはない。みんなそれよりある程度、その広さはいろいろありましようけれども、結局対象面積が非常に限定されているということから、単価は近づいていっても、面積的な問題で非常に超過負担になっておるというように、二つともいわれる努力をしていかなければなかなか解決できないというふうに感じ

ております。

○林(百)委員 これは、たとえば、私、先ほど申しましたように、託児所などはその精算額の二分の一を補助しなければならぬというように書いてあります。また地方財政法の二条の二項、十八条、再び読みませぬけれども、必要でかつ十分な金額を基礎として算定しなければならぬ、いやしくも地方公共団体に負担を転嫁するようなことはしてはならないと書いてあるわけなんですから、実情が基準に合っていないとするならば、それは基準のほうに実情に合わないのか、実情が基準をオーバーしたものであったのか、そういうことを自治省としては十分調査する必要があるのじゃないですか。私のどうしてわからないのは、四十一年までは、その年までの超過負担の金額をはっきり「要覧」にも千四百四十三億と出しておきながら、どうして四十二年度に六項目、四十三年度に五項目で、あと手が伸びなくなつたのですか、その点は、局長、どうなんですか。

○長野政府委員 この超過負担の問題につきましては、三十年代からいろいろ実情が相当かけ離れたおとという問題が大きくなつてまいりました。そこで地方団体側といたしましては、非常に大きな問題として取り上げることになってきました。その当時、地方団体からのいろいろなデータを集めまして整理して、そうしてこの超過負担額というものが四十一年度の現在でおよそどれくらいありそうかということをお示しいたしました。いま御指摘の千四百四十三億というように額なのでございます。

ただ、これをめぐりまして、単純にこの額をそのままそうだと認める考え方は必ずしも関係各省の間にもないわけではございません。超過負担というのはいくつもの超過負担というのか、あるいは、先ほど来の御議論でもありましたように、規模なり質なり継ぎ足しなり、あるいは超過負担というけれども、それは渡り切りの補助であるからそれでいいのだとか、いろいろ議論が百出いたしましたわけでございます。そこで、そうい

うことから、しかし結局その実態を調査しなければならぬというように、関係各省の間で一応超過負担のものはだいたいものと思われるという合意に達したものでございまして、四十二年度、四十三年度で実態調査をし、そうしてその結果を整理いたしました上で、それを年次計画によって解消してきた、こういうことになっておるわけでありまして。

したがって、その後の超過負担問題というものには全然なくなったとは思っておりません。思っておりますが、こういう形で超過負担を取り上げていくというときには、やはり今後そういう問題が起ると思いますが、私どもは超過負担解消について引き続き努力をいたさなければなりません。結局計画的に、関係各省にかかわることでございますので、これを解消するにつけては、やはり共同して実態調査をし、そしてその共同して実態調査をする前提をいたしました。これは実際問題としてどの項目を選ばかというふうなことを、大体話し合ひを遂げました上で取りかかっているということに、それ以後相なつてきて、現在に及んでおる、こういう形でございます。したがって、四十一年度までははつきり出ておつたものがはつきりしていないではないかという御指摘でございます。そのとおりであることにお受け取りになるのも当然と思われ、それでございますけれども、実態はいまざっくりばらんに申し上げたようないきさつがござい

ます。そこで、この当時の超過負担というのは、そういう意味で、地方団体側がまとめてまいりましたものを、一応整理をいたしまして持ち出してきたということ、そこでその超過負担についてもいろいろ議論をいたしました。関係各省、地方団体をまじえての項目整理、そうして対象の実態調査、その上での計画的解消、こういうことで今日に至っておりますので、その後全体をあらわすものがなくなつたということは一応なるわけでございますが、実質的には、そのような取り扱い

の結果、超過負担の解消が計画的に行なわれるようになってきた、こういうふうな御了解をお願いいたします。

○林(百)委員 計画的に行なわれるようになったと、それじゃ四十四年度は調査したのですか、しないのですか。計画的に解消されるに至ったというならば四十四年度も、四十五年度はまだ年度のうちにかかりにあるとしても、四十四年度も何項目についての調査をどうしてしないのですか。

○長野政府委員 一応四十二年、四十三年に調査をいたしましたものにつきまして、それぞれ三カ年計画で年次計画として解消しておりますものでございますから、その成果を見てという考え方で今日に至っておりますが、実質的には、ある特定の項目としての、たとえば農業改良普及員の関係についての給与の実態が超過負担になっておるといふようなことが出てまいりましたときには、それだけには実際はとどまりませんで、それと同じ関連である林業関係のそういう普及員とか、そういうものについての給与改善もあわせていたすというように、一つの問題のしぼりしました項目を中心にはしておりますけれども、それは同時に、その項目だけ実態調査をしたからその項目だけを解消するのではなくて、それに関連して、当然それを解消する以上は、それと相関連しているところも解消すべきだというのも含めまして、実際はやっておるわけでございまして、そういうことで年次計画的に解消してまいっておるわけでございますが、その点で、それじゃ全部解消できていないではないかということも御指摘の点があるわけでございますので、今後さらにその解消を続けていくようにいたしたい、こういうことでございます。

○林(百)委員 次官も局長も、いま厚生省も建設省も文部省も、国の基準単価と実際の実施単価との間で、単価についても差異がある、超過負担があるということも言っているわけでしょう。三省とも超過負担のあることを認めているのに、自治省がどうして、四十二年に六項目、四十三年に五

項目ですけれども、四十四年度に何らの調査もしないのですか。それを地方自治体にそのまま転嫁してそれでいいということになれば、これは自治省の怠慢になるんじゃないですか。認めているでしょう、あなた方、いま答弁をお聞きになっていたように、認めていて、格差があるということをやっているのですから、そうすれば、自治省は調査くらいしてもいいじゃないですか。もちろんわ

れわれは四十二、四十三年が特定の項目だけで、全部を調査しないのははなはだ不満があるけれども、四十四年度に至っては一項目すら数字を発表しないというのではどういふことなんでしょう。しかも各省ともがあるということも認めているわけでしょう。隠しているということじゃないですか。

○長野政府委員 先ほども申し上げましたが、実態調査といえます場合には、自治省だけで調査をするという形をとるのは適切でないわけでございまして、その関係のある対象事業について補助なり負担なりをいたしておりますところ、それから財政当局、大蔵省でございしますが、そういうものと共同して実態調査をする、その結果についてはきりきりしたかっこうでの解消措置をとる、こういうやり方をするのが適切であるというふうに思っております。そういう意味で、実態調査につきましても、今後とも私どもは続けてまいらなければならないと思っておりますが、各省が実態にそぐわないものがあると申ししておりますことは、そのとおりであると私も思っております。

自治省としましては、毎年予算編成に先立ちまして、これは次官名をもちまして各省の次官に超過負担の解消について、それぞれのほつきりしてありますところは特定のものをあげますし、抽象的な場合もございしますが、その超過負担の解消をはかるようにということは毎回申し入れをしながら、折衝するものは折衝するということでやっております。そういうことで、先ほども御指摘があったかと思いますが、たとえ

ば保育所関係の超過負担の問題、こういうものもいろいろ措置が十分でございせんので非常に強く申し入れをいたしております。次第にそれも解消の方向へ、非常に不十分ではありますが、少しずつ動いてきているような状況、これは先ほど厚生省の担当官が申しておるとおりでございします。私も、そういう形で逐次解消をはかっていく、こういうことで考えておるのでございます。

○林(百)委員 やっているやっていると云うだけで、数字的な実証はわれわれに示していないじゃないですか。それならば、四十四年度にはどうなったかということを示したらどうですか。四十五年年度にはどういふことになる、こういうふうに出るわけだから、こうなっているという数字が出るはずじゃないですか。各項目についてその数字をどうして出さないのですか。そうしておいて解消されていくはずだ、解消されているはずだ、それでは出さなければいけない、先行しているんじゃないですか。

○長野政府委員 そういう形での実態調査ということについては、四十四年度、四十五年年度でやっておりますので、その実態調査に基づく超過負担というものの数字は出ておりませんけれども、いままでの実態調査に基づく超過負担の解消につきましては、四十三年度三百二十億、四十四年度三百二十億、四十五年度四百五十三億、四十六年度百九十億というふうな解消がだんだんと実現しておるということになっております。

○林(百)委員 だから、その結果四十四年度の調査はどうなったかということ、どうして発表しないかというのですよ。そういうふうに解消していったというのでしょ。解消していったらば、超過負担が漸次減っていくはずでしょう。だから、その実績を四十四年度、四十五年度に具体的に数字で示したらいいじゃないですか。こういうふうな解消計画によって解消している、その結果、四十四年度で何項目調査の結果こうなっている、四十五年度は何項目調査の結果こうなっている

という推定の数字が、どうして出ないのですか。

○森岡説明員 毎年の解消額は財政局長から申し上げた数字のようなことになっておりますが、それに基づきます結果ということになりますと、四十二年、四十三年に行ないました調査が、先刻も申し上げましたように、各省庁共同いたしました非常に大幅な調査をいたしたわけでございします。しかもその中で御存じのように、要措置分とそれから単独分といいますが、そういうふうなことにつきましてもいろいろ議論を重ねてやったものでございしますから、私どももいたしましては、四十二、四十三年年度の調査分の終了がこの四十六年度でございします。その結果どういふ形に相なるかということ、今後問題として実績を明確にしていきたいというふうにするのが適切であろう、こういうふうな現在の段階では考えておるわけでありまして。

○林(百)委員 四十二年、四十三年、このときはまあ不十分ながらも六項目、五項目調査をして超過負担率も出し、そしてそれに対する国の要措置分と地方自治体の負担分がきまっていたわけなんですけれども、ここでそのあるべき基準をきめて、そして超過負担率を出し、そして要措置をきまなければ、そのあるべき基準が実情に合わないわけが、そのあるべき基準はかえって超過負担を国がのける一つの手段に使われる危険があると思うのです。そういうものがつくられたために、たとえば四十二年は超過負担率二四％で国が一、二、地方が一、二ということになってい

けれども、四十三年の超過負担率が六三・六％で国が二三％、地方自治体が四〇・五％というのは、どうしてこんなに――前年は国と地方自治体が半々の負担率だったのが、四十三年にいたっては地方自治体のほうが国の倍もの負担率になったというの、これはどういふわけなんでしょう。○森岡説明員 四十二年に調査いたしましたものと四十三年に調査いたしましたものと、御

案内のように、中身がかなり違うわけでございます。結局四十二年に調査いたしましたものの大きなものは、小中学校の建設費ないしは公営住宅建設費、この辺の超過負担率は要措置分、単独分合わせて一四％ないし一三％ということでございまして、総体の率が御指摘の二四％ということになっておるわけでございますが、四十三年に調査いたしましたものの中に、たとえば農業委員会の補助金などは超過負担率が五倍というものもございまして、また保育所の措置費のように、四四・六％というふうにかなり高いものもあるわけでございますので、そういうふうな調査対象の違いから、こういう結果が出ておるものと考えます。

○林(百)委員 ですから、私は調査項目を、全般的なものを調査した数字を出さなければ、平均した負担率も出てこないというように主張しているわけなんです。

そこで、四十四年、四十五年は、そうすると新しく超過負担は発生しておらない。これは解消の一途をたどっているだけであって、新たに超過負担は発生してないはずだ、こういうふうに言い切るのですか、自治省では、だから、四十六年度にそれを調査すればいいんだと、こう言うのですか。調査する必要もないんだ、解消の段階だから、こうおっしゃるのですか。だから、四十六年度まで調査の必要がない、こう言うのですか。次官、どうでしょうか。

○大石政府委員 その必要はないなど思っているとは思いませんが、ちょっと入り組んだ話なので、御質問の意味、的確に私、答えることができません。

○林(百)委員 では局長から。

○長野政府委員 いま超過負担の解消を計画的にやっておりますところでございますので、本年度で一応いままでの計画的な解消終了年次が来るわけでありまして、四十六年度をもって、そこで、そういう結果を見ながら、さらに次の超過負担問題というものについて取り組んでいきたいというふう

うに考えておるわけでございます。

これをやれば超過負担が全部おしまいになると思っております。何となれば、新しい行政対象もふえてまいりますし、国の補助制度なりまた負担制度なりというものは新たにふえてくる面も新しい行政対象について出てくるわけでございます。それが必ず的確に行なわれていくというわけにも言い切れない面もあるわけでありまして、それからまた、過去に調べましたもの以外の対象項目について実態にそぐわないという面も出てくることも絶対ないという保証はないわけでございます。それから、そういうものが出てまいりますところにつきましては、やはり同じように解消をはかっていく。これは常時ふだん、そういうことで注意をして是正につとめるといふかまあでまいらなければならぬと思っておりますが、現在のところでは、主たる項目について計画的に解消をはかっていくことで、それほど大きなものがなお残っておるというところではない。ただ、当然その当時から対象の中で十分やるべきものがまだ十分やられ足りないものもなお残っているという点を、多少これからも解消しなければならぬもの、大きなものとして措置をしていかなければならぬだろうと思っております。

○林(百)委員 四十二年から解消の方向に向かっている、あるとすれば残りがあつただけで新しく発生している理由はないと言いますけれども、しかし、東京都の公営住宅建設の建設費の超過負担を見れば、四十二年度は五十九億、四十三年度は九十一億、四十四年度は百二十六億とだんだんふえていきますよ。だから、残りがわずかず残っていくだけで、新しく発生しているはずはないなんというところは、実情を知らないものはだしいと思ふのですよ。もしも局長がそうおっしゃるならば、具体的に調査した数字を出して、そうしてここで説明しなければそれは通らないことだと思ふのです。それはどうですか。それをお聞きしましょうか。

東京都ではこうですし、それから全国市町村議

会の議長会あるいは全国町村会も、超過負担の解消ということはもう切実な声として言っているわけですよ。東京都の三多摩の向こうのほうの地域の市町村長は、村であるかどうかは別として、市長さんたちは訴訟まで起こして超過負担の解消をやらうとしておるのではありません。その中であなたが、いやもう四十二年から解消の一途をたどっておるだけで、あるとすれば残りがあつただけで、たいしたことがないなんという、そういうことがどうして言えるのでしょうか。しかも何ら数字的な根拠もわれわれに示さなくて、どうして言えるのですか。何か、われわれを納得させる資料があるならお出しになったらどうですか。

○長野政府委員 私の先ほど申し上げたことが足りなかったかもしれませんが、私も絶対超過負担がないということを申し上げるつもりはさらさらございません。と同時に、いままでのものは大半解消してしまつて、あといままでのものについて漏れがないのだということも、申し上げたつもりはないのでございます。いままでのものの中に漏れがあるかもしれないし、まだ解消すべきものが解消し足りないものもある。また今後も新しく発生するものもある。これはもう絶対ないということは言えないわけでございます。そういう点については問題というものは確かに残っております。

ただ、この公営住宅等の問題につきまして考えます場合に、いまおあげになりました超過負担額というものの内容については、これはいろいろな点でこれを検討してみることが必要だと私は思っております。と申しますことは、いまのいわゆる継ぎ足し単独でありますとか、標準単価のとり方の問題の適否もありませんが、実態との関係では一がいにそれだけで全部を片づけるわけにもいかなない。また標準単価というもののとり方にも、いろいろ議論もありますけれども、そういうことがございまして、義務教育施設の問題でありますとか、公営住宅関係の問題でありますとかいうもので、特に人口が急増しております地域につきまし

ては、やはりいろいろな面での新しい超過負担が起り得る要因というものがふえてきていることも確かでございます。したがって、そういう点については、従前より非常に解消をはかったと言っておりますけれども、それがなお足りないものとして残ってくるということもあり得るわけでございます。私どもとしては、そういう問題につきまして、今後とも引き続き努力はいたしたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。絶対にもういままでのものは消滅してしまつたんだというようなことを申し上げるつもりはございません。

○林(百)委員 ですから、東京都の実例、数字を私のほうに出したのです。しかも用地のほうは別として、建設費だけ出したのです。そうしてまたその単価も出したのですから、もしその単価が国の基準に照らして不当だといふなら、不当だということをおあなたのほうから言っていたかなければ、私のほうからは具体的な数字を出している。実際のかかった単価はこれ、国の基準はこれで、差がこれだけあると出しておるのに、あなたのほうからは、必ずしもその実績単価が問題がないわけではないというふうな抽象的な答弁で、これでは答弁にならないんじゃないでしょうか。

そこで、もうこの問題はいつまでやっても限りがありませんけれども、これを解消する意味で、一つは、超過負担の解消を基準財政需要額の中に入れてこれを解消していく、こういう方向は認められないですか。それが一つです。

それから、あるいは他の方法でもいいけれども、至急新しく発生している超過負担等を調査して、これを解消する意図があると言いますけれども、具体的にどのような方向で解消しようとしているか。

その二つについてまず御答弁願いたいと思ひます。

○大石政府委員 最初のところだけお返事申し上げますが、基準財政需要額でそれを見るときには絶対にはございません。というのは、もしそう

いうことをいたせば、逆にいわゆる標準単価というものを築にさせるような、逆にそうなると思ひます。あくまで、いわゆる担当省の適正単価を求めることを私は要求し続けていくべきだと思ひます。

○林(百)委員 次官、えらいいきり立って答弁なさっていますが、そうすると、あなたは、地方自治体がぜいたくをして超過負担が出たんだということなんですか。(大石政府委員「いや、そうじゃないです。」と呼ぶ) 超過負担は、国の基準が実績に合わないために生じたやむを得ないものなんです。

それなら次官にお尋ねしますが、どういう方法で解消していくのですか。四十二年後は新たに発生している超過負担もあるかもしれないと言っています、その方法を具体的に示してください。

○大石政府委員 前段のところだけ先にお返事しますと申し上げたわけです。私は、超過負担の問題のところを基準財政需要額のほうで補うというやり方は、やり方としてよくないと思うのです。というのは、いわゆる適正な単価を求めるべきものを、その分をいわゆる交付税の中で埋め合わせをするという逃げ方というのは、やはり普通ではない。やはり各省の、文部省なり厚生省なりが適正単価を立ててやってもらうというところに貫くべきであらう、こういうふう思うわけでありま

す。

○林(百)委員 今後のことはそれでいいのですよ。美情と基準単価を合わせる。過去に発生した超過負担を解消する。それも各省あるいは自治省等も、これは無理ないというように認めたものですね。その解消を、あるいは地方自治体の要措置分を基準財政需要額の中に算入するということは、そんなにいきり立って、決していたしません、なんっておこななければいけない問題ですか。これからのやり方は、あなたの言うのでいいのですよ。過去に発生してしまっているものを解消するのにならうか、しかも地方自治体の要措置分があるのだから、それをどうするかという

ことです。

○長野政府委員 私も政務次官からお答えいたしましたのと同じだと思ひますが、過去のものであれば、国が見るべきものを地方が見たらないわけでごいまして、したがって、それはあくまで国が措置すべきものは国に措置をしてもらう、こういう線が貫かざるを得ない、こういうことに相なると思ひわけでございます。

それじゃ、今後の問題をどうするのだというお話でございますが、これは先ほど申し上げましたように、関係各省の責任の問題もあるわけでございますから、関係各省と協議をいたしまして、そして超過負担の解消ということについての努力を払っていくということに尽きると思ひます。そしてそれは同時に、従来やっておりますものについてもなお解消が十分でないという面もあるのございまして、また新しくそういう事態の出ている事業もないと申せませんので、そういう実際の問題を含めて関係各省と協議の上で処置をしてまいりたい、こういうふうな考えです。

○林(百)委員 関係各省と相談した上で措置をしていくということですが、それじゃ、具体的にどうするということですか。もう一歩具体的な対策が出来ますか。

○長野政府委員 これは先ほど申し上げましたように、従来の解消についても不十分なものもあるわけでございますし、そういう意味で、予算編成の前には関係各省には一般的にも申し入れをいたしておりますし、先ほど申し上げましたように、個々の事例についても申し入れをいたしまして、強く是正を求めておりますが、そういう意味で、結果はどうなるかといえば、実態調査その他も要りましようが、結局予算の単価を是正する、こういうことに実は尽きるわけでございます。予算編成に際してそれが実現できるようにしていくということ、これが具体的な解決方法だろうと思ひております。

○林(百)委員 私の考えとしては、少なくとも自治省も認めた過去の地方自治体の要措置分の超過負担は基準財政需要額の中に算入し、それを見てやってもいいのではないかと、こういうように考えるわけですが、それには若干の交付税法の改正もあるかも知れませんけれども……

そこで、その問題を含めてここで私のほうの党の政策としては、そういう問題もあるので、地方交付税の税率の三・二％というものを上げ、たまたま地方債の利子補給の元利償還等の問題についても、これは超過負担の問題ばかりでなくて、もう少し次の高い問題として、地方交付税率を引き上げ、これは地方交付税法でもそういう弾力性を持った条文もあるわけですから、かりに三・二％を四・〇％に上げれば、五千億以上の金が出てくるわけですから、自治省としてはそういうようなことを考慮しておらないのですか。何か三・二％はもうきまつたもの、そして基準財政需要額も、投資的経費あるいは事務的経費というようなひもをつけて単価をきめてきつと締めていく、そしてもう非常に硬直した形で地方財政を見ておるわけですから、下へ行くに従って、実際各市町村、各府県へ行つてみれば、財政は決して豊かではなくて、非常に硬直した弾力性を失っている際でありまして、地方交付税の税率を積極的に引き上げる、こういうことについては自治省としてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○大石政府委員 交付税率の引き上げをしたいということは、私も思ひております。昔のことは知りませんが、二九％台から三三％台に上げて三・二％台になってきたわけですが、第一線の地方自治体の財政需要が非常に強い、しかも民主主義政治というのはそういう自治体の要求あるいはそこにいる人間の要求というのがだんだん強まるというところでありますし、そういうことにたえる意味では、現在の財政力というものがそれにこたえられるかといえば、事実上非常に困難であるというところは、もう御指摘のとおりだと思ひうので

す。そういう意味で、私もはその税率の向上というものをはかりたいと思ひています。

ただ、ありていに現状を申し上げると、交付税率を引き下げたいという気持ちが大阪省にあるかどうかは別として、全体的に各省とも自治省のほうの交付税率を何%か下げれば、国で使える金ももっと多くなるという、単純な計算になればそのとおりであります。各省ともいろいろな意味の需要があるものから、そういうことになりまして、私どもの交付税率を上げてひとつやってくれということについては、そんなに賛成の省が多くないということが現状でありまして、ある意味では孤軍奮闘をしておりますから、ぜひともそういうことが出来ますように、ひとつ御協力を賜わりたいというのが、率直な心境でございます。

○林(百)委員 わが党も、地方自治体の財政を弾力性を持たせる、豊かにするということと、硬直した状態から弾力性を持たせるということと、やはり交付税率の三・二％を引き上げるべきである、こういうことを政策として出していますが、そうすると、自治省としてもそういう方向へは孤軍奮闘している。その点では共産党の政策と一致するわけですね。それを確かめて次の質問に移りたいと思ひます。

○大石政府委員 上げたいと思ひます。

○林(百)委員 それではけっこうです。

そこで時間の関係上、自治省からもちつておる普通交付税上の公害対策というのがあります。これが総計百六十一億になっていますが、百六十一億の中には不交付団体分三十九億が入りますので、実際の支出金は百二十二億、こう聞いていいですか。

○横手説明員 一応基準財政需要額に算入いたしておりますものの交付団体分並びに不交付団体分、先生の御指摘のとおりでございます。

○林(百)委員 それでは、不交付団体を除けば、実際に百二十二億ということになるわけですね。

○横手説明員 さようでございます。

○林(百)委員 そうしますと、四十六年度の交付税の交付団体でこの百二十二億の交付を受ける都道府県はどれだけで、市町村はどれだけになるのか、そしてそれは平均して幾らずつになるのか、ちょっとそれを答弁してもらいたいと思います。

○横手説明員 百二十二億は、県、市町村合わせた額でございます。そのうち道府県分は六十三億、市町村分が五十九億円になります。道府県分の配分の対象は、交付団体ということになりますと、いまのところ四十五年度と同様、四十二道府県が対象になってまいります。それから市町村の場合でございますが、本年度は人口三万以上の市町村を対象に取り上げてまいりたい、こういうふうに考えております。実は、四十五年度におきましては、人口六万以上の市町村を算入の対象にいたしておりましたが、それを人口三万まで下げるといふことになっております。

○林(百)委員 時間があります。もういいですよ。大体の大勢を見たいわけですから。

○横手説明員 道府県分につきましては、ちょっと単純に割りますと、一道府県当たり一億四、五千万円という見当になると思います。それから市町村の場合でございますが、これは規模が非常に差がございます。かれこれ六百余りの団体でございますから、一千万、単純平均で出せば、そういう額になってこようかと思えます。

○林(百)委員 それから、時間があります。もういいのでお聞きしますが、河川監視、これを見ますと、河川監視に一億とありますけれども、この河川監視一億というのは、これはどういように配分するわけなんですか。

○横手説明員 河川監視関係経費は、当面四十六年度算入することになりましたが、これは河川へのごみの投棄の監視、こうした関係で河川監視員関係経費を見ておるわけですが、これは御承知の河川費によって配分する、こういうことになっています。

してあります。したがって、各県の河川の延長を測定単位といたします河川費の中の単位費用の中へ積算いたしておるわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、平均すると、どのくらいになるのですか。これも大勢を見るために聞きたいのです。

○横手説明員 これが四十二道府県でございます。平均しますと、二百万円、こういうことになります。

○林(百)委員 私は、非常に少なくて、これでは実際の権限が地方自治体に委譲されても、財政的には公害の防止の責任を地方自治体が負えないじゃないか。現にあなたのほうからいただいた資料で農業試験場、ゼロから二人というのが——これはお持ちでしょうか、自治省からいただいたもの。さうさく私どもは埼玉県のほうへ問い合わせましたところが、埼玉県の農業試験場について調べてみると、職員は研究職、行政職その他の職員合わせて八十六人いるが公害を直接研究担当しておる者はわずか三名だ。ここにかりに二人をふやしたとしても、有害物質の残留毒性などを調査する分野までやるとすると、とても人数が足りない。埼玉県でもこういう実情ですから、もっと小さな県では——そう——わずか二人ふやした程度では、こういうことになると思われる。

それから河川監視も、これは非常に機械的な平均ですけれども、一県二百万円ですかということでは、とても河川の監視がし切れるものではないというように思われる。そこで、この予算折衝の過程で、自治省がこの公害防止センターを五県分、一カ所一億五千万円かるとして、その二分の一の補助金を要求し、三億七千五百万円を要求されたけれども、これは実際の予算はどうなったのですか。五県で七億五千万円を予算折衝では請求されたのですが、落ちつくところはどこへ落ちついたのですか。

○長野政府委員 ちょっと手元に資料を持っておりませんが、たしか三千万で、一カ所一千万とい

うふうに記憶をいたしております。

○林(百)委員 県は……。

○長野政府委員 県につきましては、予算が決定いたしましたから場所についての選定をする、こういうことに相なる段取りだろうと思っております。

○砂田委員長代理 林委員に申し上げますが、お約束の時間を過ぎましたので、結論をお急ぎください。

○林(百)委員 じゃあ、これで。

五県で七億五千万円を要求されたのが三県で三千万になって、私のほうは三県と聞いておりますが、おそらく三県に落ちつくのじゃないか。三県に落ちつくても、一県一千万で、これではとてもとも公害センターの費用にはならないと思うわけですね。こういうことも含めて私のほうの党としては、これでは権限は地方自治体に委譲されたけれども、純粹の公害対策費がこの程度のものでは、これはもう責任がとて負い切れないことになる。そういうことを含めて、交付税交付率を三二%を引き上げるべきだということに考えて先ほど質問しましたら、自治省もさうだということに考えて、さらに一そうこれを予算的にも拡充していかなければならない。そのために交付税率を引き上げるといふことも当面の問題として真剣に考えなければならぬ問題だということに思いますが、最後にこの点をどう考えますか、お答えを願って——いかに公害対策の予算としては、これでは責任が負い切れなと思うのですね、こんな程度のもので。一県一千万でこの公害防止センターをつくるなんということは、これは不可能だと思ふのです。そういうことも含めて、先ほどの三二%の引き上げも、私が党の政策として要求しているということを言い、次官も、自治省としてもそう考えている、その方向を考えていると言われたわけですが、さらに一そう公害対策のための予算を充実させる必要があるし、そのためには交付税率を引き上げるとい

うことを真剣に考慮する必要があると思ひますが、最後にこの点を次官と局長にお聞きして、私の質問を終わります。答弁をお願いします。

○大石政府委員 交付税において公害対策というものをさらに強化していく必要があるのじゃないかという点については、私もそのとおりだと思っております。

ただ、公害防止センターの問題は、実は予算の折衝の中でこれが自治省のプロパーの予算であるかという点にも多少問題点がありまして、そういう測量とか、機器測定という問題については、各省の固有の分野があるという点もありまして、われわれの言うとおりのができなかつたわけでありまして。

ただ、いま現実に私も聞いていた問題は、今度人員で公害関係で交付税では千八百何人というのを交付税措置したわけでありまして、それ以上には有資格者といえますか、それにたえ得る職員を集めるといえますか、それを充足させるということに非常な困難を感じているようでありまして。そういう意味で、実は金の問題と同時に、そういう訓練についてわれわれは国の立場において研修というふうな問題をさらに強化せざるを得ないのではないかとこの感じもいま強くしているわけでありまして。

○長野政府委員 交付税の関係につきましては、政務次官が先ほど申し上げたとおりでございます。

私どもも地方財源の充実という問題については、交付税率の問題を含めてさらに努力をしてまいらなければならぬと考えております。

○砂田委員長代理 本案に対する質疑は、これにて終局いたしました。

次回は、来たる十六日火曜日午前十時から理事會、十時三十分から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散會

昭和四十六年三月二十五日印刷

昭和四十六年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局